

第六十五回国会 参議院法務委員会會議録第三号

(三〇)

昭和四十六年三月十一日(木曜日)  
午前十時二十分開会

委員の異動

二月二十四日

辞任

安永 英雄君

補欠選任

松澤 兼人君

二月二十六日

辞任

西田 信一君

補欠選任

奥村 悦造君

三月一日

辞任

奥村 悦造君

補欠選任

西田 信一君

三月三日

辞任

西田 信一君

補欠選任

奥村 悦造君

三月五日

辞任

鈴木 省吾君

補欠選任

佐藤 一郎君

三月六日

辞任

西田 信一君

補欠選任

奥村 悦造君

三月八日

辞任

内田 芳郎君

選任補欠

上田 稔君

三月十日

辞任

佐藤 一郎君

補欠選任

鈴木 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長

阿部 憲一君

理事

後藤 義隆君

委員

鈴木 省吾君  
亀田 得治君

上田 稔君  
江藤 智君

久次米健太郎君  
小林 武治君

松澤 兼人君  
山崎しげり君

植木庚子郎君

安原 美穂君  
貞家 克巳君

羽山 忠弘君

吉田 豊君

長井 澄君

矢口 洪一君

瀬戸 正二君

二見 次夫君

政府委員

法務大臣

法務大臣官房長

法務大臣官房副長

法務省矯正局長

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務

総局事務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

最高裁判所事務

総局民事局長

常任委員会専門

員

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査

(大阪刑務所における大学入試問題盗難事件に

関する件)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する

る法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(阿部憲一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

三月六日、西田信一君が委員を辞任され、その補欠として鈴木省吾君が選任されました。

○委員長(阿部憲一君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際補欠選任を行ないたいと思っております。

選任につきましては、先例により委員長にこれを一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(阿部憲一君) 御異議ないと認めます。それでは理事に鈴木省吾君を指名いたします。

○委員長(阿部憲一君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

この際政府委員から発言を求められておりますので、これを許します。羽山矯正局長。

○政府委員(羽山忠弘君) 大阪刑務所の目下新聞等によって報道されております入試問題盗難事件を不正に盗取いたしました事件につきまして説明をしろという御要求をいただきましたので、概況を御説明申し上げます。

あらかじめ申し上げておきたいことの二つに、実はこれは御承知のように、目下警察及び検察庁におきまして捜査が進行中でございまして、私どもは捜査の内容をよく承知いたしておりません。

ときどき連絡に参りまして話を伺ってくるようにつとめてはおりますけれども、警察も、検察庁も、なかなか現にお忙しいようでございまして、十分にお話を承る機会もないわけでございまして、それとは別個に私どもが内部で調査をいたしましたので、当面の対策を考える参考にいたしますために調査をいたしましたのでございます。したがって、それらを総合したところの概況を申し上げますので、あるいは後に間違っていたということが重大な点であろうかと思っておりますが、その点はひとつこの際の説明といたしましてお聞き取りいただきたいと思っております。

何よりもまず非常に不祥事を起こしましたことをおわび申し上げる次第でございます。

まず関係いたしましたと疑われます受刑者について御説明申し上げます。

受刑者または大阪刑務所から仮釈放になりまして出所いたしました人物で本件に関係があると疑われます者は、新聞報道のとおり、五人でございます。さしあたり五人でございます。その一人は、姜旭生、これは韓国の発音ではカンウオークセンクと読むのでございしますが、姜旭生——日本読みで説明をさせていただきますと、昭和三十五年から約二年半大阪刑務所で刑を受けまして、昭和三十七年の十二月十九日に仮出獄になって出ております。この男が去る一月三十日、大阪だと思いましたが、自動車の中で絞殺、首をしめられて、それから身体を数十分所刃物で刺された傷がございまして、死体で発見されたということが本件の端緒だというふうに承知いたしております。

二人目は、新聞では家弓と書きましてかゆみと読むんだと思いますが、家弓こと岡本光司——光という字に司法省の司という字でございしますが、でございます。これは家弓という名前はどうも本

人の妻の実家の姓のようでございます。で、岡本というものがほんとうのようでございますが、本日は新聞のとおり家弓という名前前で御説明させていただきます。で、これは昭和三十年の十二月二十六日に強盗殺人、死体遺棄で無期懲役刑が確定いたしました。自來約十三年間、大阪刑務所で刑をつとめまして、昭和四十三年の十二月十三日に仮釈放になつておられるわけでございます。これは現在、大阪府警におきまして逮捕して取り調べを受けておる模様でございます。

三人目は尾崎増義でございます。これは昭和二十六年十月十六日に強盗致死で無期懲役が確定いたしました。自來約十六年半、大阪刑務所におきまして刑をつとめまして、昭和四十三年の九月六日に仮出獄になつた人物でございます。これも現在、大阪府警において逮捕、取り調べ中でございます。

その次は昨日、大阪府警が逮捕したように新聞に出ておられるでございますが、宮里榮正、これは昭和三十一年の八月十日に強盗殺人、死体遺棄といふことで無期懲役が確定いたしました。自來約十二年四月、大阪刑務所で刑をつとめまして、四十四年の十月十五日に仮釈放になつた人物でございます。

それから最後に五人目でございます。横光幸、これは強盗、殺人——強盗殺人ではございませんで、強盗と殺人と二つでございます。昭和三十一年六月三十日に殺人につきましては懲役刑十年が確定いたしました。強盗につきましては二年三月といふ刑がすでに確定いたしておられるのでございますが、現に大阪刑務所に在監中でございます。これは目下、大阪拘置所のほうに本件が発覚いたしましたために移しまして取り調べ中でございます。

それから本日の新聞で報道されました職員につきまして一言いたしておきたいと思ひます。

一人は、新聞に報道されておりますとおり、大阪刑務所の看守部長阪口登でございます。これは大正四年十二月十五日生まれでございます。五

十五歳だと思ひますが、刑務所につとめました経験年数が三十二年六月といふ職員でございます。現在、大阪刑務所の分類審議室の審査班に勤務いたしておられるのでございます。

次は三反崎益三でございます。これは昭和六年十二月十六日生まれでございます。三十九歳でございます。で、これは年齢は三十九歳でございますが、刑務所につとめました経験年数は約五年九月月でそれより長くつとめた人物でございます。これは目下大阪刑務所の保安課の看守をいたしておられるのでございます。

以上でこれまでに関係いたしました受刑者、仮出獄者、それから職員の関係の概略を申し上げたのでございます。

事実の点でございますが、事実の点は先ほどからもお断わりいたしました。若干あいまいな点が多いのでございますが、概況を御報告申し上げます。

まず、これまでに問題になつておりますのは、昭和四十三年、四十四年の入学試験問題を盗んだ、受刑者が看守の目をこまかして盗んだといふことが一つ、それから昨年の一月十五日の早朝、大阪刑務所の四区という収容区の外へいを乗り越えまして入学試験問題を盗むために侵入いたしました。そして結局盗んでいったわけでございますが、盗んだといふその三つになるわけでございます。で、指導といたしましては、入学試験問題の漏れるといふこと、入学試験問題が盗まれるといふことはきわめてこれは重大なことでございます。非常な内部の指導といたしましては、厳重な指導をいたしておるのでございます。その一つに、下刷りとかあるいは校正刷りとかいふような紙、あるいは印刷中に破損するに至つたといふような紙、そういう損紙をすべて厳重に管理いたしまして、責任者が立ち会いのもとで焼却をするといふことになつておるのでございます。ところが四十五工場、四十六工場に約百人の印刷工の受刑者が働いておりました。それらのうちの一部が看守の目を盗み、すきをうかがひましてその損紙を

抜き取つたといふのでございます。そしてすきをみてソフトボールの補修をする際に、その中に詰め込んだ。一時パレーボールという報道がされたのでございますが、これはどうもパレーボールではなくてソフトボールのようでございます。そして運動時間に外に待つておりました妻その他の者と共謀いたしまして外に投げ出したといふことでございます。どうしてそのボールが外に投げられたのであろうか、この辺も私もふしぎに思ひまして、いま鋭意調査中でございますが、これまでに判明いたしておりますところは、キャッチボールあるいは外へいに向かって投げつけて、そのはね返りを受けるというよりなことをよくやるようでございます。そのときにとどきき暴投をして外に飛び出すことがあるんだそうでございます。この暴投を装つて故意に暴投するといふようなことがあつたのではなからうかといふふうに疑われておるのでございます。そういうわけに外に入学試験問題が出るに至つたといふことでございます。

それから昨年の一月十五日は結局内部に、ただいま申しましたような方法で抜き取つた試験問題用紙を外に投げ出す受刑者がおらなくなりましたために、結局最後の非常手段で、侵入して盗もうといふことになりました。成人の日——成人の日は一日休業日でございますので、その辺もよく知つておるようでございますが、尾崎と岡本が第四区西側の外へいに参りまして、午前二時ごろ、岡本がはしごを押えておりまして、尾崎が中に侵入した。そして中に参りますと、工場は非常に厳重にかぎがけてございますのみならず、特殊印刷物印刷につき、みだりに立ち入るなとか、中に入るなとか大きな看板が出ておるのでございますが、なかなか、通常の出入り口は非常に警戒が厳重であるといふことで、これもかねて計画してきつたところの渡り廊下があるわけでございます。その渡り廊下の外側が、まことに何と申しますか、上にのぼるには都合のいいような構造になつてお

りまして、その渡り廊下の横を伝ひまして屋根にのぼつたようでございます。そして渡り廊下の屋根から順次四十五工場と四十六工場の仕切りのところの屋根の部分に達しまして、そこに横に張つてございます板をはがしまして、はり伝ひに中央に降りまして、工場の中に別仕切つて倉庫のまた部屋があるのでございます。当日はその問題は別としまして、完成品である半完成品であるを問はず、倉庫にしまつてある。それから英語と数学の問題は別のところに置いてあつたようでございます。これは被害がなかつたのでございますが、英語と数学と申しますのは大阪大学のものでございます。この倉庫の部屋もかぎがかつておりましたのみならず、封印がしてあつて、それを取ればすぐわかるようなしかけになつております。そこでその部屋の窓ガラスを破りまして、裏側に金網が張つてあるのでございますが、その金網をさらにペンチではがしまして向う側に押しやりましてそこから入つたようでございます。当日たまたま中には完成品と半完成品をまぜまして大阪大学、大阪市立大学その他の注文品でございます。入学試験問題用紙が約三十万枚ぐらゐつたようでございますが、そしてそれをどうして大阪の大学のものであるかといふことを判別したかといふこと、これも想像でございますが、長年の仕事に従事しておりましたところから、その付近にございました原稿あるいは何か、そういう校正刷りの置いてあつたもの等から判断したのではないかと申します。とにかく一間ごとに十六間分を盗んだようでございます。そしてまた工場に出まして、当日朝から夕方暗くなるまでその工場の中におつたようでございます。これは犯人の気持ちに想像いたすのでございますが、入学試験問題が盗まれたといふことがもし気がつかれますならば、たちまちその問題を変えられるといふことになりまして、侵入したといふことを極力隠匿するといふ意味で金網などはすぐペンチを使いましてもとどおりにして、そして夕方になりましてからまたはりを伝ひまして屋根に上がった。そ

第三部 法務委員会会議録第三号 昭和四十

それから三反崎益三につきましては、全然これ

係になっておるのでしょうか、距離なり、そういう

とき、それから帰りますときに裸になりまして檢



○政府委員(羽山忠弘君) 倉庫の中は、印刷担当の職員三人のほか、別途に監督者が参りまして点検をいたしております。これはやはり外のかぎ、それから中の倉庫のかぎ、この辺が異常がな

○龜田得治君　それがはなはだ疑問なんです。普通、ものがとられたのではないかと——これは試験問題の重要な倉庫ですからね、そう疑ってかかるのが当然なんです。そうして、いまのお話ですと、二、三名の方が中に入って調べたようですが、その調べ方ですね、印刷物をちゃんと倉庫の中に積まされたというよりまして、まあ問題は盗まれたという点に過ぎない、という判断をしたようでございます。

人である。秘んだ人が受刑者の中におるはずですね、その人を連れて来て、そうして看守の方が一緒に来て、全然変わったところがないかどうか、そういう調べまでやつてるんですか。ただ看守のんだだけが見てるんですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(羽山忠弘君) 工場の担当でございまして看守だけが見たわけではございませんが、やはりその看守の報告と申しますか、が重要な資料になったことは間違いないではないかというふう

に想像するのでございます。で、確かにまあもう少しつけ加えさせていただきますと、造幣局の紙幣、造幣局で刷ります札のごときは、破つてしまえば何の通用力もないわけでございますが、入學試験問題と申しますのは、半成品でありましても、破損したほごでありましても、わずかな一部分でございまして、表へ出れば、一部の人が非常に見たがるものである。そういう意味で、非常に盗難的、盗むということの的になりやすいも

のであるといふことは、やはり関係職員がほんとうに徹底的に認識する必要があるといふふうに考へております。

それからもう一つ私どもが遺憾に思ひますことは、すでに京都の刑務所におきまして昭和四十年、それから名古屋の大学におきまして昭和四十三年の同じ時期ごろに同じような事件が起きておりまして、外へいを乗り越えて中へ入るといふよ

うな事態がありまして、これも、大阪の刑務所におきましてはそういう事例を詳細に聞きまして、まあいろいろ合計いたしますと三十項目ぐらいいわたります。点検要領というよりなものをきめまして、これを読みますと、このとおりやれば何も事故は起きないはずだというふうな感じがいたすくらいに厳重な所長指示がその印刷工場に対して出ておるのでございますが、どうも先ほど申しましたまあ外へいがあるというところ、それから朝晩は、はだかになって来て、はだかになって帰るといふようなこととか、そういう非常に、まあそういう運用によりましてまさかとられたことではないとか、抜き取られたことはいらうというふうな、まあ安易な気持ちでこういふふうなすべての事故につながったのではないかと、いふふう

に考えまして、深く反省をいたしておるのでございます。

○龜田得治君 いや、それはまあどんなに厳重にいろいろ取りきめをしてもね、内部の者が通謀したとすればこれはもう全く何にもならぬわけですね。それで、普通、物がとられたといえ、その現場を見れば、これは何か物が動いたと違いないわけですよ、全然同じかつこうですと抜き取つとくと、そんなことはこれはあなた、神わざでなきやできるものじゃないわけですから、それは局長のほうでそのほうの専門なんだ、よく御存じでしょう。だから、それならば倉庫の中へ入つてとられたんじゃないかということでお調べになったその時点で私は気がつかないやうな問題だと思ふんです。その現場というものをいまわれわれ見ることできませんから、それは非常に上手にもう外形的な変化は全然与えないで抜き取つたかもしれません。そんなことはおおよそ考えられないことです。だから、前の日に一番最後までいた人を連れてきて調べるとか、厳重にやればその時点においてこれはえらいことになってるというところ当然気がついてしかるべきだと思ふ。気がつくべきものがつかぬということになりますと、これは刑務所全体が疑われる、そういう結果

になるわけですがね。それは気がつくのが普通じゃないですか、どうでしょう、私はそう思いますがね。

○政府委員(羽山忠弘君) 私どものほうで入りました尾崎を取り調べておりましたので、どの程度のことと彼がやったか何とも申し上げにくいのでございますが、もし御質問のように内部の職員に共犯者がいたというふうなことであればもう論外でございます。これはもう気がつくも気がつかないものになるのでございまして、かりに昨年の一月十五日の事件につきましては共犯者はいなかったんだといふと、これはやはり点検あるいはその事故の直後の調査の粗漏があつたといふことを言わざるを得ない、こういうふう

に考えるのでございます。

○龜田得治君 しかし、四十三年、四十四年、この辺です。で、密究グループと刑務所の職員が連絡されて、これも全貌はもう少し先になると思いますが、いろいろなことをやられたことはこれは事実なんです。四十五年一月のやつはそのあとなんです。これは侵入という形をとつたかもしれぬが、この侵入事件というのは、全然外部から一方的にやつたものだと必ずしも私は断定できないう思ふんです。時期的にこれは逆なら別です。侵入事件が四十三年ごろあつて、しかしこれはどうもあぶないからというのでやり方を内部と通謀することに変えたというなら別ですが、あとなんてですか、もう連絡済みなんです。私はそういう意味で、はなはだもつてこの事件が奇怪千万だと思つておるんです。時間も相当たちましたから、いづれさらに事実関係一切明らかにした時点で、もう究明したいと思ひます。

そこで、局長に用意しておいてくれと申し上げたんですが、刑務所の取調事件で、これはときどきあつちこつちで新聞などで報道されるわけですが、いままでどれくらい起きておられますか、ちよつとこの際明らかにしておいてください。

○政府委員(羽山忠弘君) 三年間に行政処分をいたしましたのは十人でございます。その内訳は、これは刑事処分でございます。刑務所がかり

に起訴猶予ということになりましたも行政処分をいたすことがございます。いずれも全部取調でございまして、その内訳は、減給が六人、それから懲戒免官が四人でございます。

○龜田得治君 その中身は大体どういふふうなことで、一つ一つ若干は違ひでしょうが、大体共通した面があると思ひます。

○政府委員(羽山忠弘君) 非常に多いのは、件数として多いのは、暴力団関係の受刑者が中に入つておりましたときに、その家族が不正に物を差し入れる、たとえばタバコを渡してくれとか、近ごろビニールとかプラスチックとかいふものが非常に進歩いたしまして、簡単にウイスキーなど小さく梱包するようになつてくるのでござい

ますが、そういうものを渡してくれといふことを依頼いたしました。そして看守に金品あるいは飲食物の提供をするといふような事故でございまして、わさされておることです。その中の一部が私はそういう処分の対象にあがつてきておると思ひます。つまり、そういうふうなことになるにつれてしまつていふ感じがすると思ふんです。初めはどうもいふやうな感じがして、おるんですが、何回もやつていふうちにだんだんそれがなれてしまつて、そういうことの中からも今回のような大きな問題が発生したんじゃないかと私は思ふんです。これは偶然起きたものじゃ私はないと思ふんです。それは普通の物の出し入れ——家族に渡したいとか、中身は社会的にも質的にも全く違ひ犯罪なんです。本件をやつた。それは常識的に考えたら、試験問題を盗んでばらまくなんていうのはたいへんなことだといふことは、これはもうすぐわかるはずで、いやしくも国家公務員であれば、それがわからぬやうな、そういうわからなくなるやうな雰囲気刑務所の中にできていふのじゃないか、形としてはどちらとも連絡であり、あまり違ひませんがね。そういうものが積み重なつて本件のような問題に刑務所の職員が手をかすといふようなことになつ

たものと私は思ふのです。平素からそういう雰囲気はなく、本件のような問題をいきなり持ちかけられたといつたら、ちよつと刑務所の職員の人はそれはだれでも気づきますわね、そんなことをしたらたいへんだ。その辺に私は刑務所のあり方が次から次、いろいろな問題を起こしておるわけですが、根本的に検討し直す必要があると思ひます。こんなことをやつておつて、一体受刑者の人に対するたとえば戒護とかそういうことを幾ら言つたつて、それはだれでも聞きませんよ。形式的に聞いておるだけで腹の中が笑つておるといふことになつてしまつておる。それはもう直接の当事者を処分するとかあるいはその上の人を処分するとか、そんな問題じゃないに、非常に重大な問題にぶつかつておると思ひます。どんな悪いことをやつて刑務所に入つていふ人だつて、それはやはりちゃんとまじめに反省もし、ものを考えていくという良心はあるわけですから、あればこそ受刑なり戒護といふものも必要になるわけ

でしょう。しかしその基礎は私にはそれに関係する人たちに對する信頼といふものがあると思ふんです。しかしそういうことを、私は今回の事件といふものが根本的に破壊したように思ふんです。その破壊したのはそれなりの歴史的な一つの悪い慣習が積み重なつてふき出たものだ、こう思ふわけでしょう。この点は法務大臣からひとつ所信を伺つておきたいのです。もう通り一べんのことじゃなしに、だれそれを処分したらいとか、そんなことで済む問題じゃないと思ふ。日本の矯正行政の根本に触れてきておる問題だと思ふんです。どうするのかわかりません。ある人はどうも刑務所で次から次から問題が起きてはまずいから、ちよつと刑務署でやつていふやうなことを言う人もありますが、しかしこれはもうそうなりまして、初めから信頼しない、こういう前提になりますから。一体そういうことに踏み切つていいものかどう。これは非常に制度の根幹に触れてくる私は問題が提供されてきておると思ひます。まあ法務

大臣も小林さんがおやめになったおかげでえらいむずかしい問題に就任早々直面されたわけですが、ひとつこの際御見解をお聞かせ願いたいと思ひます。

○国務大臣(植木庚子郎君) 今回の大阪におきましての試験問題が外部に持ち出されたその経緯等については、先刻来お聞きのとおりでございます。また、まだ実態が明らかになつたとはいへないのでございます。そういう際でございますが、この問題が新聞紙上ににぎわし始めた時分から、ちょうど私、着任直後のことでございますが、問題を知りまして、それはどういふ真相だったろうか、早く真相を知りたいというので、非常に心配もし、また手配もしまして、本省からも大阪の現場に係員を派遣しまして、一刻も早く真相をわかり次第、知らしてくるようになつたことと、今日に及んでおるのではありません。その間、幸にして、初めのうちは部内の職員等の間では全然伝わってまいりませんから、おそくは看守その他の関係の諸君の中にこころした間違ひの一つの大きな条件を満たすようなことはなかつたのかな、それであればありがたいと、こう思つておつたのであります。

ところがちやうど三月の、今月に入りましてからの九日ごろだつたと思ひますが、先ほど問題になりました阪口登でございますが、これが、職員でございますが、その阪口登なる、看守部長の地位におります。この人が自発的に上司に申し出て、そうして、自分が犯人の一人に当たるわけですが、それと一緒にキャバレーで若干の供応を受けたことがあるということを申し出たということがわかりました。そのときには、それはまだ外部にはわかつていないときでもございましたし、私自身としてはさすがにまじめな取り締まり当局であるから、どういふ事情でそういう人と一緒に酒食を共にしたというやうなことがあつたのかなというところに非常な不安を持ちながらも、みずから上司に申し出ておるということですから、おそく何の間違ひもなかつたのだらうなと、ぜひそう

あつてもらいたいというやうな気持ちでおつたのであります。

それがけさほどになりました。初めて新聞及び役所側から聞いてみると、その阪口登なる部長が、他の一人三反崎益三、この二人がきよりは逮捕されて、そして調査を受けているというのを聞いてがく然としたのであります。

かようなわけでございます。こうなりました以上は、私はこうならぬにかかわらず、先日米、他の席でもお答えしてゐるのであります。事態を早く知りたい、そして真相を早くつかんで、そうして信賞必罰、その点を明らかにして将来に対する十分な戒めになければならぬ、われわれ当局の責任者としてはその原因を深くたずねて、この原因の除去にあつて努力をすべきものである、こういふふうな決心をしており、そう申し上げておるのであります。この点、今日もなお、同様な気持ちであることはいふまでもありません。二人の者が調べられておるということが明らかになつてまいりましたが、それならそれで、その二人はいふまでもなくただいまいろいろ亀田委員からも御指摘になりますように、他に影響が、類のものがあるのか、ないのか、早くこの真相を知つて、そうして事態を明らかにして、いさくも綱紀の乱れが部内に起きないように、また外部からの信頼にそむくやうなことが最小限度であればいいがなと思つておりますけれども、やはりこれも私はこうなつてしまつた以上は事態をどうぞん明らかにして、ありのままを適當の機会にこれを御報告して、そうしてみずから正しにしようとまいりたい、こういふやうに思つておるのであります。私はその意味で今回の事件を大きな今後の部内一同の反省の材料として、そして今後に誤りなきを期して、いさくも外部からの信頼にそむくやうなことが二度と起きないやうに早く手当てをしなければいけぬと、かように思つておる次第であります。まだまだこの問題についての真相がわかりませんことが私にとつて何となくもの足りなくつて、また焦燥の念にかられておるのであ

りますが、この点はただいまの状態におきましてはもうすでに部内の職員の一部に関係者が出てきたといふことはほんとうに申しわけない、責任の立場におるものとして深く皆さまに遺憾の意を表明しておわびを申し上げたいと思つてゐるのであります。今後には十分なる配慮をしまひたいことをお誓ひ申し上げたいと思ひます。

○亀田得治君 だいいふ時間をとりましたのでこの程度にしたいと思ひますが、大臣もお聞きのやうに、昨年の一月の侵入事件のあとの調査のやり方はなほだふに落ちないのです。私、いろんなニュースを見ながらそう思つてゐたのですが、本日お聞きしてもなおさう思ひます。だからその辺を十分ひとつ調べさしてほしい。これは要求しておきます。

それから最後に二つばかり法律問題ですが、法務当局の御意見を参考にお聞きしておきたいと思ひます。

その一つは、問題を金を出して買つたという父兄なり学生があるわけですが、たとえば盗品故買の刑法二百五十六条の二項あるいは業務妨害の二百三十三条、こういふものに当たる場合もあるのではないかと、なかなかいさななりそこへ持つていくのはむずかしい、主として犯意の関係だと思ひますが、そういうことを法務省側の見解として聞くわけですが、私は一人一人父兄なり学生の状態というものが違つておるから、その間の事情がある程度ちゃんと知つておるやうに金を出してゐた、それに應じてゐたといふやうな父兄なり学生があれば、私はりつぱにこの法の適用の対象になつていくものだと思ひます。古いやつは時効の関係があるでしようが、新しいものについては、だから頭からそんなものに持つていくのはむずかしいといふやうなことをいつてしまふのはおかしいと思ひます。これだけの重大問題です。だから、徹底的に私は個別的な事情まで究明していくのが法務省としての責任ではないかと思ひます。最終的な処分は別ですよ。いろんな社会的な地位なり状態なりそれはお考えになること

は当然でしようが、初めから法律的にその二つの条文に持つていくことは無理だ、そういうことをきめてかかることはよくないと思ひます。どうですか。

○国務大臣(植木庚子郎君) 着任早々でもございませうし、法律問題には一向しろうとでございませうから、はたしていまお答えすることが間違ひないかどうかについては若干疑念を持つておりますが、一応御質問に對してのただいま私の考えを申し述べておきます。

この場合に亀田委員の仰せになるのは、事案が贓物故買といふやうな犯罪にも当たる場合がありはしないか、そういうことも十分配慮の上で研究をし検討しなければいけぬぞという御意見かと思ひます。これは一言にしてきわめて平凡な、平易に申し上げれば、まだ事實はこれからさらに詳細に調べた上で、そうしてその事實のいかんによつておのづからいかなる罰則が適用になるか、いかなる条文が最も適切であるかといふやうなことがきまるのでございます。いま直ちにどういふこととはどうも憶測しかねるのぢやないか、こう思ひます。

それからもう一点は、いまのお話ですと、これはあるいは私が御質問を取り違えておるかも知れませんが、試験問題そのものを盗んできて、それをある一部なり特定の人に渡したといふやうなことになる、そうしてそれが金をもつて売つてやつたといふことになり、それが贓物故買といふことになるのかと思ひますが、どうやらこういふ場合のいままでの間違ひが起りやうになつた場合の例を聞いてみると、やはり特殊な方法で特殊な入手のしかたをして、そうしてこれをやはり別の紙にまた刷り直すとか、あるいは適當な方法でもつて適當に売り込むといふやうなことをどうもやつてゐるやうに思ひます。話を聞いてみますとどうもそういう場合が多いやうに思ひます。そうしますと、いまの仰せの条文がどういふやうに適用するやうな場合もあり得るかなといふ、私はいままだ考へてみてゐるので

が、どうもまだ私にはよく判断がつかません。さ  
ようなわけでありまして、十分事案を調査の上  
で、またことにわれわれ法務当局としましては、  
検察庁当局に対して当然警察当局から事件の送致  
が必ず行なわれると思ひますから、その際にはさ  
らに十分検討してまいるように留意してまいりた  
いと、さうに考えております。御了承を願ひと  
うございます。

○龜田得治君 たとえばその密売グループから父  
兄が誘ひを受けて、父兄がそんなことを受け付け  
なければこんなことはもう消えてしまふのです  
ね。だから父兄側も非常に大きな責任はやはり感  
じなければならぬ事件だと思ひます。そつちがど  
んどんそれに應じていくという姿であれば、今後  
またどこでどうなるかわからない。私はさうい  
う意味で、ややもすると全体のあれを見ていて、父  
兄側には何か同情的なような意見も幾らかある点も  
あるのですが、それは私は間違ひだと思ひます。  
だから一つ一つの案件が私は違ひだと思ひます。  
たとえば義から父兄の人に幾らか出してくれ、  
いやそんな多額のものを困る、だいたいどうぶなの  
か、いやそれはちゃんとこうこういうふうな  
やり方でこうなるのだからこれはだいいじょうぶだ  
から安心しておれ、非常に詳しく事情を聞いて金  
を出した父兄もおるかも知れません。そうなれば  
これは故置のほりが成り立たなくとも、業務妨害  
のほりが成り立ち得る可能性は私は出てくると思  
ひます。だから刑務所の中なり直接の密売グル  
ープだけでてんでこ舞ひしているのに、父兄のと  
ころまで手を伸ばすのはたいへんだというふうな  
ことじやなしに、これはもう非常に質的に重い私  
は事件だと思ひますので、初めから犯意の上で困  
難だとかいつたような、投げてしまったような関  
係じやなしに、やはり父兄の事実関係を究明して  
ほしいと思ひます。その中にはおそらく私は  
十分さういふことを知り、さうしてやつたとい  
うものもあるんじゃないかと思ひます、多数の中  
に。さういふ場合にはしかたがない、やはり警察  
権の行使をしてもらう。さうしなきゃあな、

試験制度全体に対する信用の問題ですわね。いま  
受験生自身が試験を受けて非常にショックを受け  
たと若い人は言うておりますわね。さういふ意味  
で申し上げているんです。いま事実がはつきりし  
ないときにどうかと云つておるんじゃないに、私  
のような考えも成り立ち得るぞというところを踏ま  
えてもらつて検討をしてほしい。

それからもう一つ、これは参考にお聞きします  
が、これもいろいろ世上意見の出ているところで  
すが、すでに国家試験が通つて医者になつてし  
まつた人、これは取り消し得るものかどうか。こ  
れはまあ厚生省あたりもいろいろ検討しておるよ  
うであります。法務省としての見解ですわね。ま  
あ社会的には不正な方法で入学した。で、入学を取  
り消す。したがつて卒業しとらぬのだから、国家  
試験を受ける資格はないんだから、それは当然だ  
めだ、こう言ひますが、しかしすでに医者になつ  
て活動している人から見ると、その途中ではいろ  
んなことはあつたかもしれないが、最終的に医者に  
なる資格を得たのは国家試験によつておれはも  
らつたんだ、それは堂々とちゃんと自分の実力で  
取つたんだ、こつち主眼をされると思ひます。  
法務省としてはさういふ二つの主張に対して  
どういふふうにお考えでしょう。これはまあ結  
論的なことはなかなか言ひにくいかもしれませ  
んが、お考えがございましたらひとつ明らかにし  
てほしいと思ひます。

○國務大臣(橋本虎子郎君) ただいまの父兄側の  
責任というふうなものも十分考へていたかな  
きやならぬじやないかということに、要點は、最  
初の部分は尽きると思ひますが、これまた事件の  
送致がございましたならば、その際にやはり関係  
の人たちの調査なりあるいは取り調べを十分いた  
しまして、さうしてやはり父兄側の責任も追及す  
べきものがあればやはり検察当局としてはこれに  
十分な検討を加えて結論を出すだらうと思ひま  
す。またさらにいまの医師の例をおあげになりま  
したような場合、さういふような場合にどうする  
かということについては、週日衆議院の法務委員

会で厚生省当局も触れて答へておられますが、  
やはり一応のこの際考へ方を述べているだけで、  
こつちういふふうになるべきものですとか、こつちう  
きものだと思ひますというふうなはつきりした結  
論はまだしてありません。さうして、それに對し  
ては十分慎重に検討の上で結論を出したいと思ひ  
ます、さういふような答へをしておりました。した  
がつて、私も法務当局としても、おそろしくまだ  
そこまでの法律論その他については研究がいつて  
おらないと思ひますから、今後の処理の上でまた  
御報告する機会もあるかと思ひます。文部当局  
の問題についてもやや同様な態度で答へをしてお  
ります。やや文部当局のほうはさうした問題につ  
いての結論を、これは大学当局の問題であり、あ  
るいは国家試験については国家試験当局の問題に  
なりますから、さういふ意味において自分たちの  
処理すべき範囲はおのずからある程度きまつてお  
るということに言つておりましたけれども、これ  
も参考にしておる程度のように私は一緒に聞いて  
おりました。以上のとおりでございます。

○龜田得治君 最高裁の民事局長おられますね。  
はなはだ突然のお尋ねで恐縮ですが、そのあとの  
問題ね、どういふふうにお考えですか。たとえは  
医師になつた人が取り消されたという場合に、そ  
の人がその取り消しは違法だということを取り消  
しの訴えを求めるといふことになることとあなた  
のほうに上がつていくわけですが、あなた自身はこ  
の問題について、これは新聞でも争点はごらん  
になつておると思ひますが、どういふふうにお考  
へになりますか、参考までにちよつと聞かせてくだ  
さい。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 全然研究  
しておりませんので見解を述べることができませ  
ん。御了承ください。  
○龜田得治君 研究しなかつたからおおよその考  
え方というものはあり得るわけでしょう。断定的な  
ことじやなしに。  
○最高裁判所長官代理者(瀬戸正二君) 事案の内  
容もよく承知しておりますので、何とも申し上げ

げるわけにまいりません。  
○委員長(阿部憲一君) 他に御発言もなければ、  
本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめま  
す。

○委員長(阿部憲一君) 続いて、裁判所職員定員  
法の一部を改正する法律案及び旧執達吏規則に基  
づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正  
する法律案を、便宜一括して議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。植  
木法務大臣。  
○國務大臣(植木庚子郎君) 初めに裁判所職員定  
員法の一部を改正する法律案について、その趣旨  
を御説明いたします。  
この法律案は、裁判所における事件の適正迅速  
な処理をはかる等のため、裁判所の職員の員数を  
増加しようとするものでありまして、以下簡単に  
その要點を申し上げます。  
第一點は、裁判所の員数の増加であります。こ  
れは、地方裁判所における特殊損害賠償事件の適  
正迅速な処理をはかりましたため、判事補の員数を  
十二人増加し、また、簡易裁判所における交通関  
係の業務上過失致死傷事件の増加に對処するた  
め、簡易裁判所判事の員数を二人増加しようとし  
るものであります。  
第二點は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の  
増加であります。これは、地方裁判所及び簡易裁  
判所における事件の適正迅速な処理をはかる等の  
ため、裁判所書記官の員数を十四人、裁判所事務  
官の員数を五人、合計十九人増加しようとするも  
のであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
案の趣旨であります。  
次に、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定  
に関する法律の一部を改正する法律案について、  
その趣旨を御説明いたします。  
この法律案は、一般の公務員の恩給の増額が行  
なわれました場合には、これに伴つて、執行官法  
による執行官の恩給も増額されることとする措置

を講じようとするものであります。

御承知のとおり、現在、執行官には、退職後、恩給法の例によつて、一般の公務員が受ける普通恩給または増加恩給に相当する恩給が支給され、この恩給の年額は、退職当時の執行官の国庫補助基準額を俸給年額とみなして算出することになっております。ところで、このたび政府におきましては、最近の経済情勢にかんがみ、一般の公務員の恩給の年額について所要の是正を行なう等の必要を認め、恩給法等の一部を改正する法律案を別途国会に提出いたしました。これに伴い、一部の退職執行官の恩給につきましても、これに準じて増額の措置を講ずる必要が生じました。そこで、この際、執行官法による執行官の恩給の年額の改定につきましても、すでに旧執行官規則に基づく恩給の年額の改定についてとられていた方法にならうこととし、一般の公務員の恩給の年額が改定される場合には、別段の措置を講ずることなく、執行官法による執行官の恩給の年額もこれに準じて当然に改定されることとなるようにいたしました。

以上が旧執行官規則に基づく恩給の年額の改定に關する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とす両案とも慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(阿部憲一君) 以上で説明は終了いたしました。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○龜田得治君 裁判官の定員をふやすということ並びに裁判官以外の職員の定員をふやす、提案された内容ははなはだ数が少な過ぎるというふうな裁判の実情からして言えると思うのであります。それらのこまかい点について後ほどまたお尋ねすることといたしますが、その前に、いわゆる十三期の裁判官の方々がこの四月に任期が満了するということと再任の問題が起きております。で、これは最高裁にまずお聞きすることになります。

第三部 法務委員会會議録第三号 昭和四十六年三月十一日【參議院】

裁判官の数が足らぬで、一人でもふやしたいといつておる時期でもありませんし、私は身体的にその裁判官が仕事ができないとか、そういうたような特殊な事情がない以上は、全員の方がやはり再任、希望しない人は別です、本人が希望がある以上は全員再任をしていくべきものだといふふうに考へておりますが、その点についての最高裁判所の御意見を聞かされたい。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 再任の制度は、もうすでに龜田委員も御承知のように、人事の停滞を防ぎ、かつ不適格者を排除する制度であるといふふうに説明されておるわけでございます。私もその線にのつたりまして個々の事案でもございまして、裁判官会議におきまして慎重に個々につきまして御審議をいたさうというところになるのではないかと考へておるわけでございます。もとより裁判官は一名でも必要なきときでございますので、そういう点も十分頭頭に置いて御審議いただくものと、このように考へておるわけでございます。

○龜田得治君 今回の任期満了予定の裁判官の数です、これは総数何名になりますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 三期と十三期が再任でございますが、おそらく龜田委員お尋ねの要点は十三期であろうと存じますので、十三期について申し上げますと、総数七十名でございます。

○龜田得治君 内閣へその名簿を提出するのはいつごろになるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 任期満了は四月十三日ということになっておりますので、大体その十日前後前に所要の手續がとられるのではないかと考へております。

○龜田得治君 その提出のしかたは、結論として得た名簿だけを出すわけでしょうか。どういふことになるのですか。調査資料なども含めて出すわけですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 再任を適當といはしまして御決定をいただきました再任名簿を提出するわけでございます。

○龜田得治君 そうすると、結論の名簿だけでは、最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 再任の希望を添えて提出するわけでございますので、さうに相なるかと存じております。

○龜田得治君 そういたしますと、内閣で出された名簿について実質的な調べる——三権分立のたてまえからさういふ慣習はないと私は思ふのですが、それはどうなっておりますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 内閣は内閣独自の任命権をお持ちでございますので、その任命権に基づいて任命すべきかどうかを最終的に御決定になるものと考へております。で、私も、内閣がどのような御審査をなさいますかというところにつきましては存じ上げておりません。

○龜田得治君 資料をつけて出さないわけですが、そうしますと、調べるとしたらどういふ調べになるのでしょうか。過去において最高裁が出した名簿がそのまま通らなかつた案件というものはあつたのかどうか、その点から先に聞きます。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) これまで任命のための名簿を提出いたしましたして、それが拒否されたという例はございません。

○龜田得治君 最高裁が政府に名簿を出す前に政府と最高裁が打ち合わせをする、そういうことはありませんか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) そのようなことはございません。

○龜田得治君 そうすると、裁判官といふこともこれはだれかが任命しなければなりませんからね。現在の制度では行政府の責任者が任命することになっておりますが、実質的には三権分立というたてまえがいまお答えになつたような慣行によつて守られておるものだと私は考へるのですが、事務総長の御意見をちょっと聞いておきたい、その点、どういふふうにお考へになつておるか。

○最高裁判所長官代理者(古田豊君) 最高裁判所

といはしましては、従来の慣行が守られることを希望しております。

○龜田得治君 そうなりますと、結局最高裁の名簿作成の段階というものが実質的な結論であり、きめ手になると思うので、端的に聞きますが、昨年から非常に問題になつておる青法協の会員であるといふことのために再任をしないことではないと、そういう意味のことをお答えになつておるようでありまして、当然私はさう考へておるべきだと思ふのですが、もし何かの間違いで青法協の会員であるといふことでこれを排除するといふようなことがあつた場合には、私はこれは憲法十四条の重大な侵犯だといふふうに考へるのですが、この点事務総長どうお考へでしよう。

○最高裁判所長官代理者(古田豊君) すでに何度もあらゆる機会に申し上げましたように、青法協会員であるという理由だけで再任の名簿から落とすようなことは、最高裁判所といはしましてはいたしておりません。

○龜田得治君 だから私の聞きたいのは、もしさういふ間違つたことをやればこれは憲法十四条違反になる、この見解を明らかにしてほしいのです。従来最高裁判所なりあるいは学者等がいろいろ憲法十四条についての判断を出しておるわけですね。憲法を守る立場の最高裁ですから、その点どういふふうにお考へですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) ただいま事務総長からも申し上げましたし、またこれまでの機会にもたびたび申し上げておりますように、青法協会員であるといふことだけを理由として再任の名簿からはずすといふようなことはいたさないうこととを申し上げておるわけでございます。龜田委員のお尋ねは、もしといふことでございませうけれども、私もさういふことはあり得ないといふふうに考へておりますので、そのように御了承をいただきたいと思ひます。

○龜田得治君 まあさういふことはしないといふのは、これはけっこうなことですが、それを単に、ずいぶんこの問題で世論がわいておる、だからい

まはうまくないうというふうな一時的な政策的な問題としてお考え願つては困るわけなんです。それで幸い皆さんは絶えず憲法問題を扱つておられる方ですから、見解をお聞きするのです。憲法十四条に反することになると、私たちはこれはもう確信しておるのです。国がそういう差別扱いをすることは憲法十四条に反することになる、そのことを明らかにしてもらえばこれは安心するわけであつて、びしゃつとこれでもう結論が出るわけなんです。現在は情勢悪いからちよつと手控えておこう、そんなんじゃないんだということがはつきりします。私はそのことがやはり裁判官の中でもこの問題は非常な論議を呼んでおるのですから、そういう論議に終止符を打つと思ふのです。それでわざわざこういう法律的な質問をしておるわけです。むしろ最高裁判所のためにこれは明らかにされたほうがいいんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) もちろん憲法十四条は法のもの平等ということを規定いたしましたおるわけでございます。重要な条文であらうと思ふますが、直接に問題になりますのは、やはり裁判所法の五十二条ではなからうかというふうに思ふわけでございます。裁判所法の五十二条は、積極的な政治活動を禁止するということを規定いたしております。その条文に違反したことが直ちに再任しないとか、再任するとかいふたような問題につながるものだと考へておりません。あれは文言の問題でございますので、直ちにその問題にはなりませんけれども、とにかくにも積極的な政治活動というものは、裁判官としてはいけないのだということは、これは法律でもって規定をいたしておるわけでございます。

ところで憲法協の問題は、これまで昨年の前事務総長が談話を発表いたしましたように、裁判所の見解をいたしましては、あくまでこの裁判官の職業倫理と申しますが、モラルの問題として説いておるわけでございます。しかもそれはおおよそ一般に政治的な団体という意味で説いておるわけでございますが、それが具体的に青年法律家協

会といったものが念頭に置かれておることは、これは御承知のとおりでございますが、そういう何と申し上げますか、具体的に日々の活動をしておる団体というものを前提にいたしまして、そうしてその団体が政治的な活動をしておる団体でありましようとも、それに会員として加盟しておるというだけでもって排除することはないというふうにとらえて、またその趣旨のことを先ほど来も申し上げておるわけでございます。そういうことでございまして、五十二条の問題というものを介して十四条の問題につながることは亀田委員御指摘のとおりでございますが、直接にはその問題にはいかならないのではないかと、このように考へておるわけでございます。

○龜田得治君 まあ裁判官が自民党なり、社会党なり、共産党に入つても、それだけで法律五十二条に反するということにはなりません。これは従来からも皆さんそうおっしゃつておる、いわんや憲法協をやです。政党こそこれは政治活動のそれこそ集中的な団体なんです。だからこの五十二条に反しないことは、こんなことはもう裁判所の解釈自身からはつきりしておるんです。はつきり。ただモラルであらうか何であらうか、ともかくその五十二条にも反しないような行動、そういうことを理由にしてこの再任をしないということが起きれば私は憲法十四条の問題にやはりなつていくと思ふのです。だから労働組合の組合員の解雇の場合でもそういうふうなことを理由にしてやつたような場合、これいろいろな裁判例にもなつてきています。また最近三菱樹脂の問題が最高裁の大法廷に移されておりますが、しかし少なくとも国ですね、国の場合には、憲法十四条はきびしく適用しなければならぬというのがこれは通説です。だから私はまことにあたりまえのことをこれは聞いておるんですが、そのあたりまえのことをなかなかおにそうだとおっしゃらぬんです。何かこう疑問が残るわけですね。裁判所法の五十二条の問題じゃないに、やはり憲法十四条の問題です。現に裁判所

なんかそういう問題として扱つておるじゃないですか、同じ趣旨の問題を。どうしてもおっしゃらぬものを、首をつかまえて言わすわけにもいきませんが、それはすなおにお答えになつて、どうですかね。国がそういう信条とかそういうことを理由にして、本人が希望しておるのに、しかもいままで裁判官としてやつておるのに、それを採用しないということになれば、当然十四条に私はなつていくと思ふんですが、それはどうですか。この答えいかにね、裁判所のやはり憲法十四条といふものをどれだけ真剣に、まじめに考へておるのかということにもつらなる問題ですからね。われわれが一番最高裁判所に期待しておるのは、政治関係なり行政関係ではいろいろな争ひがあつても、最終的には裁判官は憲法に従つてきつちりやつてくれると、こう思つておるわけですから、その皆さんに聞いておるわけですから、それはほかの人ならちよつと回避してもらつてもいいわけでも、皆さん自身がこういう答へを回避できないわけには私はいかぬと思ふのです。答えてください。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 憲法十四条の規定は、確かに新憲法における一つの大きな価値を持つ条文として尊重すべきものであるといふことを、そうではないといふふうに申し上げておるわけではないわけでございます。ただ、裁判官の任命というところに相なりまして、私どもは直接には裁判所法の規定に基づきまして、その規定の命ずるところによつて任命することになるわけでございます。任命資格を有する者かどうか、これも裁判所法の定めるところによる任命資格を有するかどうかの問題でございます。欠格事由に該当しないかどうかということもまた裁判所法の規定に基づくものでございます。そういうような意味におきまして、私ども裁判所法、直接の裁判所の構成及び裁判官の任命資格を定めております。そういう裁判所法に違反するといふようなことは、いたさないといふことをはつきり申し上げておるわけでございますので、むしろ法律

を尊重をいたす者の立場をいたしましては、そのように申し上げることのほうが最も忠実な解釈ではなからうかという趣旨で申し上げておるわけでございます。

○龜田得治君 まあこの程度にしておきましよう。

この法案に関連したことで若干お聞きいたしますが、資料をいたしておりますが、この資料の九ページですか、ここに地方裁判所の特殊損害賠償訴訟事件数というのがあります。その備考の二にその種類ワケが書いてあるわけですが、これは各種類についての数字といふものは、いまおわかりになつてゐるでしょうか。時間の関係もあるから後ほど資料を出してもいいですが、わかつていただきます。全体は資料で願います。一番多いのはどれですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 公害関係の事件で多いものと申しますと、これは分類の内容にもよるわけでございますけれども、騒音・震動・地盤沈下に関するもの、それから大気汚染、水質汚濁、日照関係、その他、五つに分けますと、騒音・震動・地盤沈下の関係に関するものが一番多くございまして、昨年の六月三十日現在で訴訟が八十八件、調停が三十三件係属いたしております。

○龜田得治君 四十二、四十三、四十四、各年度について内訳の一覧表を、参考に、あとでいいですから、ください。

薬品関係というのは何件くらいあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) やはり昨年の六月三十日現在でございますが、薬品関係、食品も含めた統計が手元にございせんが、地方裁判所に訴訟として二十五件係属いたしております。

○龜田得治君 これらの特殊損害賠償訴訟事件で、公害の発生源だけじゃないに、同時に国が共同被告になつてゐるというのはどれくらいあるのですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) ちよつと手

元に数字がございせんので、資料として出させていたがたいと存じます。

○龜田得治君　じゃあ調べてください。

これは大臣に次にお尋ねするのですが、この公害関係の損害賠償請求事件、これは非常に重要な中身を持ちながら事件が長引くということで、一つの世論の批判の対象になっておることは御存じだと思ふのです。

ところが、たとえその中で国が同時に被告になつてゐるものもあるわけなんです。有名なのはサリドマイド事件ですね。もう証人調べも始まつてゐるわけですが、こういう事件の進め方を見ておきますと、どうも原告、被告と――おれは被告だからともかく原告のいうことは一応否認してかかるのだというふうな姿勢が見れるわけですね。共同被告である製薬会社とか、そういう諸君がそういう態度をとるのは、これは一応わかりませんが、それにくつて政府まで、何か訴訟になつた以上はこれはもうお互い対等に争うのだ、こういうふうな姿勢がどうも見える。せんだつてサリドマイド事件のずつと記録も整備してもらつたのですが、これをずつと拝見しても、そういう姿勢が見られるのです。これはサリドマイドだけじゃないのですが、どうもこの辺がふに落ちないのです。だから、形式的には法務省、法務大臣が担当しておることになっておりますから、もつとこの点について直接の担当、業であればこれは厚生省、いろいろあるわけですが、そんなにむきになって反駁し合つたりしていくのじゃなしに、やはり大所高所から真相を早くつかんで、そうして結論を出していつてあげる。これは現実についてゐる被害者のことはこれはみなわかつておるわけですから、サリドマイドにしても、両親なり御本人がどれだけ苦んでゐるかということは、これはみなわかつておるのだから、そういう態度を、私は国の当事者、その代理人である法務省がとるべきではないか。そうして、およそのことが明確になつてきたら、その段階で国が責任を負うべきものは負う。あるいは会社が責任を負うべき

ものは負うというふうなやはり訴訟の進め方が必要じゃないか。これは、裁判官によつてはさういふやうなことを注意する人もあります。国は普通の当事者じゃないのですから、そんなに意地張らんでもいいでしょうという意味のことをいふ方もあります。裁判官の中には、しかし、そういうことを注意されるまでもなく、私はもつとこういう特殊な事件の扱い方というの、高いところに立つて促進をはかるべきだと思ふのです。

法務大臣、就任早々で、あまりそこまではなかなまだ目が届いておらぬと思ひますが、私の考え方ですね、これに対してひとつ大臣の端的なお考えを聞いておきたいと思ふのです。これがうまくいけば、今度裁判官ふやすのは十三名ですか、だいぶ助かるですよ。ふやすことばかり考えないで、ふやさぬでもやれるやうなことにすいぶん手間どつてるんですよ。手間どつた結果、みんなが喜ぶんないけりけれども、それはあなた、損害賠償法に会社が好きで、被害者である人は非常に悲惨な目に会つてゐるわけですからね。良心的な裁判官はずいぶんその点で苦労しますが、いまの訴訟法の運用上、苦労するんですが、何と言つてもやっぱり当事者の態度によつて、それは裁判官のやり方も違つてくるわけですし、しかし会社はそのことをまづ正面からこんなことを言つても、なかなかそれは会社の権利を押さつてゐるのだからというふうな反駁を受けるだけで、国の場合は私はもつと大らかにやつていゝように思ふんですよ。理屈をうやむやにせいで言ふんじやないですよ。国の言ふことも多少足らぬところがある、こういうケースが多いんですよ。原告の言ふのに多少足らぬところがあると、そこにつけ込んでガチャガチャガチャガチャ言ふんですよ。それじゃ国のほうがそれほど科学的な根拠があるのかというところでもないんですよ。だから、そういう争いのしかたはほんとうに私は見てみつももないと思ふ。どうですかね。

○國務大臣(植木庚子郎君)　公害関係についてのたいへんむづかしい結論に歸結する大事な御質問でございしますが、私としましては、ただ仰せの御意見に対して考えてみますと、こうした問題につきましては、国がやはりよく然と十分なる自信もなくて被告の立場に立つておるから、あるいは賠償しなきゃならぬという立場に立ちたくないというやうなことから、じんぜん日を送つてゐるんじゃない、こう思ふのであります。御承知のように、公害問題は近年大寫しに世界的にも大きな論議の種になつておる問題であります。それだけに当該公害とさうしてそのよつて生じた被害者の間の公害そのものの、当該公害の原因とさして公害を受けたものとの間の因果関係と言ひますか、その因果関係が單に若干の關係があるというやうなこととさういふ問題が片づけられるかどうか、相当因果關係をやはり考えなければならぬのではないかと等の問題について、非常に判断がむづかしいということが、自然こうしたことについても結論を当該法廷で主張するのをおくれているのじゃないかと、こう思ひます。

それにつきましても思ひますのは、先般の公害關係法律の、前の臨時国会で、通過までのときにもいろいろ論議になりましたが、国としてこうした公害についての判定を加へ得る十分な機關を早くこしらへて、当該機關で問題になつてゐるやうな事案については、やはり裁判当局にしまして、あるいは原告、被告にしまして、その權威のある機關がどういふ意見をこの問題について持つかということが非常に待たれる問題になつておる。それが今回のやうな、いまお話のやうなためにお疑いを受けるというやうなことになるんだらうと思ひます。

裁判官といへども、あるいは当該訴訟の当事者としてしましても、幾ら国が被告になる場合について、これは陣容をそろえればそろえられるとも言へますが、公害問題は世界的に新しい問題であるだけに、そこにはまだいろいろ論議の余地があるために、自然とおくれるのじゃないか。しかし、そのために非常に裁判がおくれるというのでは、

これはまた一つの訴訟事務の円滑な進行ということについての大きな欠点になりますから、だから、これを是正する意味において、御趣旨のやうなことも、当事者は十分検討の上、反省の上、善処すべきものではあるまいかと、かように思ふ次第であります。国でありますとも、よく親方日の丸というやうなことはおときには出ますが、しかし、やはり国は国として、その立場になれば、やはり主張すべきことは正々堂々とやはり主張しなければならぬ、こう思ひますから、その意味で私はある程度御了承願ひ、当事者はまたそれに対して十分反省の、ただいまの御意見等も参考に進めば、かように思ふ次第でございします。

なお、この機会に、先ほど裁判官の再任の問題についての御質問がございましたが、先般私も同席しておりました席で、総理がこの問題について衆議院でお答えしたことを聞いております。その場合にやはり先ほど当事者から御説明がありましたように、單に青法協の会員たるがゆえということをもつて、この任命を拒否する、再任を拒否するといふやうなことはいたしませんといふやうに答えておられましたことを参考に付け加へさせていただきます。(法務大臣がそんなこと言つてもいいのかなと呼ぶ者あり)

○龜田得治君　ちよつといま法務大臣が言われたので、あのことに関して最高裁に聞いておきますが、そうすると、だれが青法協の会員であるかといふやうな資料は、名簿提出の際にはないわけですね。つかないわけですね。

○最高裁判所長官(代理者 矢口洪一君)　当然のことでございます。

○龜田得治君　法務大臣は、国が被告の訴訟の現状について、具体的にまださうタッチされなかつたかと思ひます。だから、ああいう一応のお答えがあるわけですがね。たとえば、因果關係がおよそ明らかになつた、さうすると、国がタッチしてゐるというの、たいてい監督責任ですよ。監督というか、業であれば、それを許可をした、そういう責任ですわね。それを追求されて

おることが多いわけです。そういう場合に、そこが私は、物の大きな立場で考えなければいかんということになるんだと思いますが、厚生省がその薬を許可する場合に、担当の検査をする人が規則で定められたとおり一生懸命やったかもしれぬ、良心的に。絶対自分はいじょうぶだと思つたということかもしれぬと思うんです。そこで、この点だけを拡大強化して言うわけだね、ちつとも過失はありませんと、しかし、現に、因果関係は、明らかにならぬやつは別ですよ。因果関係がおよそ明らかになつて、この薬でこうなつたというような場合には、どんなにまじめにやつたつて、結果がそう出たければ、厚生省として、国としてまことにすまなかつた、なぜこう出れないかというのを言っているんです。もつと別の面から手をつけて調べることに気がつかなかつたという、いや、そんなところまで気を配ることを要求するのは法律的に無理だとか、いろいろの議論があると思うんですよ。しかし、結局はチェックがきかなかつたわけでしょう、結論としては。だから、その辺のことについては、行政内部で、したがって、その担当官を行政処分をするとか、せぬとか、それはまた別個の問題だろうと思うんです。事件全体を見た場合には、そういう場合には、いさぎよくそんなつまらない争いはやめて、そうして早く結論を出して救済をしていくというふうにしてやつてこそ、なるほどわれわれのつくつておる国というのはいちばんものだと、こゝなるんであつて、ちやうど個人と個人の争いのようにこまかいことにあくまでも食い下がつていく、そういうことは私はよくないと思うんです。民事局長そういう場合にちよいちよいぶつかつて、裁判やつておつて、それは幾らたしなめたつて、向こうは主張する権利を持つておるから、まあ言うわけでしょうけれどもね。そんなことはいたずらに訴訟を長引かすし、一方で何でも、国会でも問題になつていけるように、無過失賠償責任という議論が出ていけるわけでしょう。そんな法律が通ればその部分はどうも争ひが必要がな

いわけですね。だから法律がなくなつたつて、そこは私は国の考え方として、もつと筋の通つた出方があるものだと思うんです。どうです、そういう意味で聞いている。少し具体的に聞きましたか。

○国務大臣(植木康子郎君) 私のだいたいの気持ちとしては、先ほどお答えしたとおりでございますが、しかし一面裁判の進行を非常に妨げている傾向があるんじゃないかと、そのために公害を受けた者が非常に泣いていられるんじゃないかということについては、私自身もほんとうに気の毒だな、何とかもつと協力をして、そして当該事案の早期の解決はすべきものであるというふうには実は、一方矛盾しておるかも知れませんが感じておるのであります。したがつて、こうした事件についての法務省が、たとえば訴訟の実務を担当する部局を持つておられますが、そういう係の者に対しては、こういう声も、あるいはこういう意見も十分尊重して今後善処してみたらどうか、善処すべきじゃないかということとは、注意を与えたいと思つております。

以上をもつて御理解をお願いしたいと思います。

○龜田得治君 やつぱり何ですわな、法務省の訟務担当官も勝れば点数が上がるんですかね。そういうやつぱり気風があるんじゃないの。それは勝つてならない事件で勝つたら、これは国民に相すまぬことをしたと思わなければならぬですよ、逆にね。そういう点をやはり私はよく適当な機会に話をしたいと思つた。なかなか法律専門家といつて、ともかく勝つことにあらゆる手段を尽くしてやりますからね。その気持ちはわかるんだけれども、そのことが結果としては非常に全体を長引かし、複雑にし、無用な苦痛を与える。これは最高裁どうですか。国の当事者の事件でまますぐおつておる人おられますからね。ここで、あるんらほつきりおつておつた方がいいほうか、大臣から注意してもらへば……。それで聞いておくんです。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正三君) お答えします。国側が特に裁判の進行を妨げているというところは聞いておりません。

○龜田得治君 まあ現場の裁判官がいろいろ訴訟指揮でしかるべくやつておるんでしょ、これは訴訟指揮の問題として、あまりそういうことが上のほうに言われてこないのかもしれないと思うんですが、それはよく国が当事者になつておる事件、この二十幾つあるというお話をしたね。一べんそれ最高裁としても聞いてみてほしいと思う。国がどういう態度をとつておるか。いいですか、この点。もつと促進するくらいに私はしてほしいと思つておる。相被告を説得すべきものはない。そんな態度なんというものはみじんもない。相被告と一緒に原告を攻撃してやる。ほとんどそうです。だからこの二十何件というのを一べん点検してみてください。大事なことなんです。点検しますか。

○最高裁判所長官代理者(瀬戸正三君) 検討してみたいと思つておる。

○龜田得治君 それじゃ次に職員関係のことを一つ聞いて終わりたいと思つておる。法務大臣、もういいです、大臣もうけつこうです。最高裁だけでいいですか。

今度の定員増ですが、裁判所の概算要求の数に比べると、はなはだ少ないですね。概算要求は何名でした。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 概算要求の総数は五百九十七名でございます。

○龜田得治君 その一割にも満たぬ三十三名ですからね。お話にならぬというわけだ。で、概算要求の中で電話交換手とか行(一)に当たるものですか、そういう職種は何名要求されたんですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 行(一)に当たる職種の合計は九十七名要求いたしております。

○龜田得治君 結論どうでした。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 結論はゼロでございます。

なおおつと一言お尋ねに關連してふえんさせていただきます。

ていたのだと思つておるが、五百九十七名に付きましたはなお減員の要求もございまして、この關係が内数になつておりますので、実質的にはそれよりも少ない増員要求の内容になるわけでございます。

○龜田得治君 行(一)の關係を九十七名要求して一名も認められぬと、これはちよつとひどすぎますわな。行(一)の要求はおそらくこの庁舎でどういうものが要するというのが、ずつと一つずつ集計されてまゐつたものだと思つておる。要求は、ばく然とまあこの程度というものでないと思つておる。仕事の性質から言つて、そうなんじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) そのとおりでございます。新設の庁舎に新しい機械が設置されますと、たとえばポイラーあるいは電話交換機等が増設になりますと、そのものについて増員の要求を計上いたしておるわけでございます。

○龜田得治君 その九十七名の庁舎との關係がわかるような表をつくつてくれませんか。できますか。

○最高裁判所長官代理者(長井澄君) 後日でございますが、御提出いたします。

○龜田得治君 そこでこのまあ事務系統のことであれば多少お互い譲り合つてというわけにいくんですがね。この行(一)の關係を一名も認められないでほうりつ放しにされる。はたしてこれでいいのかどうか、ここが非常に気にかかるところで、最高裁としてどういうつもりなんですか、人員の配置について。初めから要らぬものだったから要らぬものを要求してはいるはずがないわけですね。その關係は一名も認めぬというのはいやなんです。おかしな話です。新しい庁舎ができれば、それに應じたものもあらう古い人もそこへ当てはめるのは、同時に必要になる人も出てくるわけでしょう。一人も認めぬ。まあこの庁舎は一名だ、この庁舎だけはひとつ認めておこうという話ならわかるのだが、一人もだめだ、これは納得い

○龜田得治君 九十七名というのは、全部外部に委託してやつてもらふという方針でそういう予算をもらつておるといふ意味ですか。

○最高裁判所長官代理人(長井澄君) つくつてお  
届けしたいと思います。なお、必ずしも場所的に

これによつて他人の生命又は身体

[illegible]

第八条 第二条から第四条までに規定する事業を営む者の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

附則

- 1 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前の行為に基づく損害については、なお従前の例による。

二月二十六日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法改正に関する請願(第七六三号)

第七六三号 昭和四十六年二月十二日受理  
商法改正に関する請願

請願者 東京都墨田区東墨田二ノ二〇ノ一

民事訴訟費用等に関する法律案  
民事訴訟費用等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 裁判所に納める費用
  - 第一節 手数料(第三条―第十条)
  - 第二節 手数料以外の費用(第十一条―第十三条)
- 第三章 費用の取立て(第十四条―第十七条)
- 第四章 証人等に対する給付(第十八条―第二十八条)
- 附則(第二十九条・第三十条)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 民事訴訟手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続(以下「民事訴訟等」という。)の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の關係人等をいう。以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとす。その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 次条の規定による手数料
- 二 第十一条第一項の費用
- 三 執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)の規定による手数料及び費用
- 四 当事者等(その法定代理人又は代表者及びこれらに準ずる者を含む。次号において同算定した額

五 有限会社富永産業代表取締役  
富永春雄外四十九名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

三月三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

- 一、民事訴訟費用等に関する法律案
- 一、刑事訴訟費用等に関する法律案
- 一、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案

じ。)が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出席するための旅費、日当及び宿泊料(親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出席したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

五 代理人(法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。)が前号に規定する期日に出席した場合(当事者等が出席命令又は呼出しを受けた期日に出席した場合を除く。)における旅費、日当及び宿泊料(代理人が二人以上出席したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料)

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類(当該民事訴訟等の資料とされたものに限り。)の書記料

七 前号の書類の提出の費用

八 官庁その他の公の団体又は公証人から第六号の書類の交付を受けるために要する費用

九 第六号の訳文の翻訳料

十 文書又は物(裁判所が取り調べたものに限る。)を裁判所に送付した費用

十一 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用

十二 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税

十三 執行力のある正本の付与又は民事訴訟法第五百六十条において準用する同法第五百二十八条の規定により送達すべき公正証書等の謄本、執行文若しくは証明書の謄本の交付を受けるために要する費用

十四 前号の正本の付与又は謄本若しくは執行文の交付を受けるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類の書記料(その書類が官庁等の作成に係るものについては、そ

証人に支給する旅費、日当及び宿泊料の例により算定した額。ただし、当事者等が出席した場合におけるそれらの額をこえることができない。

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

提出一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額(外国に居住する当事者が外国から提出した書類については、当該外国からの郵便料金に相当する額)

当該官庁等へ支払うべき手数料の額及び交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額

用紙一枚につき最高裁判所が定める額

通常の方法により送付した場合における実費の額

裁判所が相当と認める額

その登録免許税の額

裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額及び第七号の例により算定した費用の額

第六号から第八号までの例により算定した費用の額

の交付を受けるために要する費用）及びその提出の費用

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行又は担保権の実行に關する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受ける報酬及び費用

十六 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七号の例により算定した費用の額  
三百八十一条又は第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面とした場合の通知の費用

## 第二章 裁判所に納める費用

### 第一節 手数料

#### （申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟法第三百五十六條第三項又は第四百四十二條第一項の規定により和解又は支払命令の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

#### （訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第二十二條第一項及び第二十三條の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、三十五万円とみなす。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第一の一〇の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第二十三條第一項の規定は、別表第一の一三の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないときは、三十五万円とみなす。

#### （手数料を納めたものとみなす場合）

第五条 民事訴訟法第四百四十九條第二項（第四百六十三條第二項において準用する場合を含む。）、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九條又は家事審判法（昭和二十二年法律第五百五十二号）第二十六條第二項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額は、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四條（第十五條において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八條第二項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてす

る借地法（大正十年法律第四十九号）第八條ノ二第一項、第二項若しくは第五項、第九條ノ二第一項（第九條ノ四において準用する場合を含む。）、又は第九條ノ三第一項（第九條ノ四において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

#### （手数料未納の申立て）

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料）

第七条 別表第二の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

#### （納付の方法）

第八条 手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはつて納めなければならない。

#### （過納手数料の還付等）

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所は、申立てにより、決定で、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）のとし、民事訴訟法第二十三條第一項に規定する合算が行なわれた場合における各個の請求の一に係る手数料にあつては、各請求の価額に應じて案分して得た額）の二分の一の額（その額が千円に満たないときは、千円）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。ただし、各個の請求の一部について当該各号に定める事由が生じた場合においては、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、この限りでない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第七十一条若しくは第七十五条の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出

#### 二 支払命令の申立て

三 民事調停法による調停の申立て

四 借地法第十四條ノ二の事件の申立て、同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起

五 上告の提起又は前号の申立て若しくは申出原裁判所における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前ににおける取下げ

提起

3 前二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができ、

4 第一項又は第二項の申立ては、その申立てをすることができ、事由が生じた日から五年以内になければならない。

5 第一項又は第二項の申立てについてされた決定に対しては、即時抗告をすることができ、

6 第一項又は第二項の申立て及びその裁判に關しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。ただし、同法第十五条及び第三十二条の規定は、この限りでない。

(再使用証明)

第十条 前条第一項又は第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができ、その旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

2 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所は、決定で、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

第二節 手数料以外の費用

(納付義務)

第十一条 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

一 裁判所が証提調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な印章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証提調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要と裁判所書記官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

2 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権でする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

(予納義務)

第十二条 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等はその費用の概算額を予納せなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行なわなければならない。

(郵便切手による予納)

第十三条 裁判所は、郵便物の料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手で予納させることができる。

第三節 費用の取立て

(裁判により費用の負担を命ぜられた者からの取立て等)

第十四条 第十一条第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解若しくは調停によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

(予納がない場合の費用の取立て)

第十五条 前条の費用の取立てについては、第十一条第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあつては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあつては第一審の裁判所の決定により、民事訴訟法の規

定による強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九條第五項及び第六項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第二百一十一條第二項又は第二百二十二條の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第二百二十三條第一項前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(準用)

第十七條 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八條 証人、鑑定人及び通事は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通事は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通事は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第十九條 民事訴訟法第三百十條第二項の規定による説明者及び事実の調査のために裁判所から

期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十條 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人若しくは管理人を任命し、又は競売その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 第十八條第三項の規定は、前項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一條 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上

のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払

つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二條 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三條 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四條 本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))をいう。との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五條 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六條 第十八条第二項又は第二十条第一項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七條 この章に定める旅費、日当、宿泊

料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日まで請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八條 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

第四章 雜則

(郵便切手の管理)

第二十九條 第十三条の規定により予納させた郵便切手の管理に關する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十條 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。

別表第一

| 項 |  | 上                             | 欄 | 下                                                                                                                                                           | 欄 |
|---|--|-------------------------------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 一 |  | 訴え(反訴を除く)の提起                  |   | 訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところにより算出して得た額                                                                                                                             |   |
| 二 |  | 控訴の提起(四の項に掲げるものを除く。)          |   | 一の項により算出して得た額の一・五倍の額                                                                                                                                        |   |
| 三 |  | 上告の提起(四の項に掲げるものを除く。)          |   | 一の項又は三の項により算出して得た額の二分の一の額                                                                                                                                   |   |
| 四 |  | 請求について判断をしなかつた判決に対する控訴又は上告の提起 |   | 変更後の請求につき一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の額)により算出して得た額から変更前の請求に係る手数料の額を控除した額                                                                                    |   |
| 五 |  | 請求の変更                         |   | 一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の額)により算出して得た額と、二の項(請求について判断した判決に係る控訴審における請求の額)との差額を算出して得た額                                                                      |   |
| 六 |  | 反訴の提起                         |   | 一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項)により算出して得た額。ただし、本訴と反訴の目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額に、一の項(請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項)により算出して得た額を控除した額 |   |
| 七 |  | 民事訴訟法第七十一条又は第七十五条の規定による参加の申出  |   | 一の項(請求について判断した判決に係る控訴審又は上告審における参加にあつては、二の項又は三の項、第一審において請求について判断しなかつた判決に係る上告審における参加にあつては二の項)により算出して得た額                                                       |   |
| 八 |  | 再審の訴えの提起                      |   | (1) 簡易裁判所に提起するもの 五百円<br>(2) 簡易裁判所以外に提起するもの 千円                                                                                                               |   |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 九  | 和解の申立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 五百円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 一〇 | 支払命令の申立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 請求の目的の価額に應じ、一の項により算出して得た額の二分の一の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 一一 | イ 不動産の強制競売の申立て、債権の<br>差押命令の申請、競売法（明治三十一年法律第十五号）の規定による不動産の競売の申立てその他裁判所による強制執行又は競売の申立て<br>ロ 民事訴訟法第七百三十三条又は第七百三十四条の申立て<br>ハ 民事訴訟法の規定による仮差押え又は仮処分申請<br>ニ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定による執行停止の申立て<br>ホ 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第三十三条第一項の規定による仮処分命令の申請その他登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮差押えの仮処分命令の申請<br>破産の申立て（債権者がするものに限る）、和議開始の申立て、更生手続開始の申立て、整理開始の申立て、特別清算開始の申立て又は企業担保権の実行の申立て | 五百円<br>三千元                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 一二 | 借地法第十四条ノ二の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る）                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 借地法第八条ノ二第二項の規定による裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額の十分の三に相当する額を、その他の裁判を求めるときは借地権の目的である土地の価額を基礎とし、その額に應じて、次に定めるところにより算出して得た額<br>(一) 基礎となる額が三十万円までの部分<br>その額五万円までごとに 二百円<br>(二) 基礎となる額が三十万円をこえ五万円までの部分<br>その額五万円までごとに 二百五十円<br>(三) 基礎となる額が五万円をこえる部分<br>その額十万円までごとに 二百円<br>調停を求めるときは借地権に應じて、次に定めるところにより算出して得た額<br>(一) 調停を求めるときは借地権が三十万円までの部分<br>その額五万円までごとに 三百円<br>(二) 調停を求めるときは借地権が三十万円をこえ五万円までの部分<br>その額五万円までごとに 二百円<br>(三) 調停を求めるときは借地権が五万円をこえる部分<br>その額十万円までごとに 二百円 |
| 一三 | 民事調停法による調停の申立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 調停を求めるときは借地権に應じて、次に定めるところにより算出して得た額<br>(一) 調停を求めるときは借地権が三十万円までの部分<br>その額五万円までごとに 三百円<br>(二) 調停を求めるときは借地権が三十万円をこえ五万円までの部分<br>その額五万円までごとに 二百円<br>(三) 調停を求めるときは借地権が五万円をこえる部分<br>その額十万円までごとに 二百円                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 一四 | 民事調停法による調停の申立て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 調停を求めるときは借地権に應じて、次に定めるところにより算出して得た額<br>(一) 調停を求めるときは借地権が三十万円までの部分<br>その額五万円までごとに 三百円<br>(二) 調停を求めるときは借地権が三十万円をこえ五万円までの部分<br>その額五万円までごとに 二百円<br>(三) 調停を求めるときは借地権が五万円をこえる部分<br>その額十万円までごとに 二百円                                                                                                                                                                                                                                                              |

|    |                          |                                                                |                       |
|----|--------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 一八 | 抗告の提起                    | (1) 一六の項ロ、ハ、ニ若しくはホ、一五の項又は一六の項に掲げる申立てについての裁判(抗告裁判所の裁判を含む)に対するもの | それぞれの申立ての手数料の額の一・五倍の額 |
|    |                          | (2) 一三の項に掲げる申立て又は申出について却下したものを除き、抗告裁判所の裁判を含む(1)に対するもの          | 一三の項により算出して得た一・五倍の額   |
| 一九 | 民事訴訟法第四百二十九条の規定による再審の申立て | (3) (1)及び(2)以外のもの                                              | 二百円                   |
|    |                          |                                                                | 三百円                   |

この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。

別表第二

| 項 | 上                                | 下                                                        |
|---|----------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 一 | 記録の閲覧又は謄写(事件の係属中に当事者等が請求するものを除く) | 一件につき五十円                                                 |
| 二 | 記録の正本、謄本又は抄本の交付                  | 用紙一枚につき五十円                                               |
| 三 | 事件に関する事項の証明書の交付                  | 一件につき五十円(記録の写しについて原本の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに五十円) |
| 四 | 執行力のある正本の付与                      | 一通につき百円                                                  |

刑事訴訟費用等に関する法律案  
刑事訴訟費用等に関する法律

(趣旨)

第一条 刑事の手続における訴訟費用の範囲及び裁判所又は裁判官が行なう刑事の手続における証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人(以下「証人等」と総称する。)又は弁護人に対する給

付については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(訴訟費用の範囲)

第二条 刑事の手続における訴訟費用は、次に掲げるものとする。  
一 公判期日若しくは公判準備につき出頭させ、又は公判期日若しくは公判準備において

取り調べた証人等に支給すべき旅費、日当及び宿泊料  
二 公判期日又は公判準備において鑑定、通訳又は翻訳をさせた鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用  
三 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬(証人等の旅費)

第三条 証人等の旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃)、急行料金(特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道三百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金)並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(証人等の日当)  
第四条 証人等の日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行(以下「出頭等」という。)に必要な日数に応じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。  
(証人等の宿泊料)  
第五条 証人等の宿泊料は、出頭等に必要の夜数に応じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。(証人等の本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)  
第六条 証人等の本邦(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)第二条第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。)と外国(本邦以外の領域(公海を含む。))との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認めるところによる。(鑑定料等)  
第七条 鑑定人、通訳人又は翻訳人に支給すべき鑑定料、通訳料又は翻訳料及び支払い、又は償還すべき費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(弁護人の旅費、報酬等)  
第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出席し、又は取調べ若しくは処分に応じ出席した場合に限る。

2 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)  
第九条 旅費(航空賃を除く。)並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(請求の期限)

第十條 第二条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付は、裁判によつて訴訟手続が終了する場合においては、その裁判があるまでに、裁判によらないで訴訟手続が終了する場合においては訴訟費用を負担させる裁判があるまでに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかつたときは、この限りでない。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
一 民事訴訟費用法（明治二十三年法律第六十四号）  
二 民事訴訟用印紙法（明治二十三年法律第六十五号）  
三 商事非訟事件印紙法（明治二十三年法律第六十六号）  
四 刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）  
五 訴訟費用臨時措置法（昭和十九年法律第二号）

第十一條 受命裁判官又は受託裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この法律の規定（第八條第二項を除く。）による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないとき、この限りでない。

第三條 民事訴訟費用等に関する法律（以下「新法」という。）の施行前に提起された事件に係る当事者等（同法第二条に規定する当事者等をいう。以下この条において同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用については、この法律に別段の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

第十二條 この法律に定めるもののほか、刑事の手続における証人等又は弁護人に対する裁判所の給付の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二條 前項の事件に係る申立てで新法第二章第一節の規定の施行後にされたもの手数料並びに新法の施行後に開始された新法第一章第一項の費用を要する行為に係るその費用及び当該行為についての新法第三章に定める給付については、新法の規定を適用する。ただし、新法施行前に要したもののについては、この限りでない。

附則  
この法律は、別に法律で定める日から施行する。

第三條 第一項の事件につき同項の規定により旧民事訴訟費用法の例による場合には、同法第一章第一條中「以下教条」とあるのは、「以下教条及び民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）第三條第二項ノ規定ニ依り適用サルル民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）とする。

民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案  
民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法案  
（民事訴訟費用等に関する法律等の施行期日）  
第一条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）及び刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、民事訴訟費用等に関する法律第二章第一節の規定（第九條第一項の還付に關する部分を除く。以下同じ。）は、同年十月一日から施行する。

第四條 新法の施行後新法第二章第一節の規定の施行前に提起された事件に係る当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲に属すべき申立ての手数料については、なお従前の例による。

（民事訴訟費用法等の廃止）  
（民事訴訟費用法等の施行期日）  
第一条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）及び刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）は、昭和四十六年七月一日から施行する。ただし、民事訴訟費用等に関する法律第二章第一節の規定（第九條第一項の還付に關する部分を除く。以下同じ。）は、同年十月一日から施行する。

第五條 新法の施行前に第七條の規定による改正前の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第

百六條第一項の規定によつてされた予納命令及び予納は、新法の規定の適用については、新法第十二條第一項の規定による予納命令又は予納とみなす。

に改める。  
（抵当証券法の一部改正に伴う経過措置）  
第十條 前條の規定による抵当証券法の一部改正に伴う経過措置については、第三條第一項から第四項までの規定の例による。

第四條 新法第二章第一節の規定の施行前に申し立てられた新法別表第二の上欄に掲げる事項の手数料の納付については、なお従前の例による。

第十一條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。  
第四條中「裁判所書記」及び「書記」を「裁判所書記官」に改める。

第五條 新法中過大に納められた手数料の還付に關する規定は、新法の施行前にその事由が生じたものについても、適用する。

第十二條 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十條を次のように改める。

第六條 刑事の手続における行為で刑事訴訟費用等に関する法律の施行前に開始されたものについての裁判所の給付に關しては、なお従前の例による。

第十三條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。  
第七十三條中「鑑定料及び立替金の弁償を請求する」を「鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受ける」に改め、同條に次の一項を加える。

第七條 民事訴訟法の一部を次のように改正する。  
第六條を次のように改める。

第十四條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）に改める。  
第三十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律」に改める。  
第四十條中「檢察官資格審査委員會」を「検

第八條 借地法（大正十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第十四條ノ十五を削り、第十四條ノ十六を第十四條ノ十五とする。

第十五條 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。  
第三十四條中「民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條」を「民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）」

第九條 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。  
第三十四條中「民事訴訟費用法第十六條及民事訴訟用印紙法第十六條」を「民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）」

第十條 前條の規定による抵当証券法の一部改正に伴う経過措置については、第三條第一項から第四項までの規定の例による。

第十四條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）に改める。  
第三十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律」に改める。  
第四十條中「檢察官資格審査委員會」を「検

第十一條 家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。  
第四條中「裁判所書記」及び「書記」を「裁判所書記官」に改める。

第十二條 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。  
第十條を次のように改める。

第十三條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。  
第七十三條中「鑑定料及び立替金の弁償を請求する」を「鑑定料を請求し、及び鑑定に必要な費用の支払又は償還を受ける」に改め、同條に次の一項を加える。

第十四條 檢察審査會法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第二十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第九号）に改める。  
第三十九條中「刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法」を「刑事訴訟費用等に関する法律」に改める。  
第四十條中「檢察官資格審査委員會」を「検

察官資格審査会」に改める。

第十五条 刑事訴訟法施行法の一部改正

第二百四十九号の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「五円」を「二十円」に改める。

第十一條第一項中「十円」を「五十円」に改める。

（刑事訴訟法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 この法律の施行前の請求に係る刑事訴訟法施行法第十條第一項の費用及び同法第十一條第一項の手数料については、なお従前の例による。

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正）

第十七條 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

檢察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

第一條を削る。

第二條第一項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第三十一号」を加え、「且つ、立替金の弁償」を「かつ、鑑定、通訳又は翻訳に必要な費用の支払又は償還」に改め、同條第二項中「弁償金の額は、前條第一項の例による」を「費用の額については、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）第三條から第七條まで及び第九條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとする」に改め、同條第三項を削り、同條の条名を削り、第一項に項番号を附する。

（公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置）

第十八條 前條の規定による公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正に伴う経過措置については、第六條の規定の例による。

（特許法の一部改正）

第十九條 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六條を「並びに第二百二條」に改め、同條第四項中「及び第六條（費用の予納）」を削り、同條第六項を次のように改める。

審判に関する費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な給付については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第 号）中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。

附則

この法律（第一條を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、民事訴訟法等の一部を改正する法律案  
一、民法の一部を改正する法律案  
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

民事訴訟法等の一部を改正する法律案  
民事訴訟法等の一部を改正する法律案  
（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一條 民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四百三十三條各号列記以外の部分を次のように改める。

裁判官皆支障アルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第二百七條及び第二百四十四條に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得  
第二百五十條第一項中「準備手続ニ於テハ調書ヲ作り」を「準備手続ノ調書ニハ」に改める。

第二百五十六條中「第四百四十一條」を「第四百十八條」に改める。

第五百十七條第三項に次のただし書を加える。

但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得  
第五百四十條第一項中「作ル可シ」を「作り之ニ署名捺印ス可シ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改め、同條第二項第六號を削る。

第五百六十條ただし書中「第五百六十一條」を「第五百六十條ノ二、第五百六十一條又ハ」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第五百六十條ノ二 簡易裁判所ニ於テハシタル和解ニ関シテハ執行文付与ニ付テノ訴又ハ請求ニ関シテハ主張スル訴又ハ執行文付与ノ際証明シタリト認メタル事実ノ到来ニ係リ此ニ因リテ和解ノ執行ヲ得ベキモノヲ争ヒ若クハ認メタル承認ヲ争フ訴ハ其和解ニ係ル請求ガ簡易裁判所ノ管轄ニ属セザルモノナルトキハ其簡易裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ之ヲ起ス可シ

第二條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第十七條第二項及び第三項中「署名、捺印」を「署名捺印」に改め、同條に次の一項を加える。

「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第三條 競売法（明治三十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改め、同條第二項中「署名、捺印」を「署名捺印」に改める。

第二十四條第二項、第二十五條第二項及び第四十一條第一項中「署名、捺印スベシ」を「署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得」に改める。

第四條 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第二項及び第四十五條第二項に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得  
第五條 破産法（大正十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八十七條に次のただし書を加える。

但シ署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得  
第八十九條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ署名捺印ハ記名捺印ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
第六條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十四條第五項及び第七十八條第三項に次のただし書を加える。

ただし、署名捺印に代えて記名捺印することとができる。

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法明治二十九年法律第八十九号の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 抵当権ノ消滅」を「第三節 抵当権ノ消滅」に改める。

第三百七十三條に次の二項を加える。

第三百七十三條ノ二 抵当権ハ各抵当権者ノ合意ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得但利害ノ關係ヲ有スル者アルトキハ其承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第四節 根抵当

第三百九十八條ノ二 抵当権ハ設定行為ヲ以テ定ムル所ニ依リ一定ノ範圍ニ屬スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為メニモ之ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ抵当権(以下根抵当權ト稱ス)ノ担保スベキ不特定ノ債權ノ範圍ハ債務者トノ特定ノ継続的取引契約ニ因リテ生ズルモノ其他債務者トノ一定ノ種類ノ取引ニ因リテ生ズルモノニ限定シテ之ヲ定ムルコトヲ要ス

特定ノ原因ニ基キ債務者トノ間ニ継続シテ生ズル債權又ハ手形上若クハ小切手ノ請求權ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ根抵当權ノ担保スベキ債權ト為スコトヲ得

第三百九十八條ノ三 根抵当權者ハ確定シタル元本並ニ利息其他ノ定期金及ビ債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ノ全部ニ付キ極度額ヲ限度トシテ其根抵当權ヲ行フコトヲ得

立若クハ滞納処分ニ因ル差押アリタルトキハ其前ニ取得シタルモノニ付テノミ其根抵当權ヲ行フコトヲ得但其實事ヲ知ラズシテ取得シタルモノニ付テモ之ヲ行フコトヲ妨ゲズ

第三百九十八條ノ四 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權ノ担保スベキ債權ノ範圍ノ變更ヲ為スコトヲ得債務者ノ變更ニ付キ亦同ジ

前項ノ變更ヲ為スニハ後順位ノ抵当權者其他ノ第三者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セズ

第三百九十八條ノ五 根抵当權ノ極度額ノ變更ハ利害ノ關係ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百九十八條ノ六 根抵当權ノ担保スベキ元本ニ付テハ其確定スベキ期日ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三百九十八條ノ四第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ之ヲ定メ又ハ變更シタル日ヨリ五年内タルコトヲ要ス

第一項ノ期日ノ變更ニ付キ其期日前ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ其期日ニ於テ確定ス

第三百九十八條ノ七 元本ノ確定前ニ根抵当權者ヨリ債權ヲ取得シタル者ハ其債權ニ付キ根抵当權ヲ行フコトヲ得ズ元本ノ確定前ニ債務者ノ為メニ又ハ債務者ニ代ハリテ弁済ヲ為シタル者亦同ジ

開始ノ時ニ存スル債權ノ外相続人ト根抵当權設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ取得スル債權ヲ担保ス

元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ相続ガ開始シタルトキハ根抵当權ハ相続開始ノ時ニ存スル債務ノ外根抵当權者ト根抵当權設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ負担スル債務ヲ担保ス

第三百九十八條ノ四第二項ノ規定ハ前二項ノ合意ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第一項及ビ第二項ノ合意ニ付キ相続ノ開始後六个月内ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ相続開始ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス

第三百九十八條ノ十 元本ノ確定前ニ根抵当權者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当權ハ合併ノ時ニ存スル債權ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ取得スル債權ヲ担保ス

元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当權ハ合併ノ時ニ存スル債務ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ負担スル債務ヲ担保ス

前二項ノ場合ニ於テハ根抵当權設定者ハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但前項ノ場合ニ於テ其債務者ガ根抵当權設定者ナルトキハ此限ニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ合併ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス

第三百九十八條ノ十一 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ第三百七十五條第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得ズ但其根抵当權ヲ以テ他ノ債權ノ担保ト為スコトヲ妨ゲズ

第三百九十八條ノ十二 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ根抵当權設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当權ヲ讓渡スコトヲ得

根抵当權者ハ其根抵当權ヲ二個ノ根抵当權ニ分割シテ其ノ一ヲ前項ノ規定ニ依リ讓渡スコトヲ得此場合ニ於テハ其根抵当權ヲ目的トスル權利ハ讓渡シタル根抵当權ニ付キ消滅ス

前項ノ讓渡ヲ為スニハ其根抵当權ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第三百九十八條ノ十三 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ根抵当權設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当權ノ一部讓渡ヲ為シ之ヲ讓受人ト共有スルコトヲ得

第三百九十八條ノ十四 根抵当權ノ共有者ハ各其債權額ノ割合ニ応ジテ弁済ヲ受ク但元本ノ確定前ニ之ト異ナル割合ヲ定メ又ハ或者ガ他ノ者ニ先チテ弁済ヲ受クベキコトヲ定メタルトキハ其定ニ從フ

根抵当權ノ共有者ハ他ノ共有者ノ同意ヲ得テ第三百九十八條ノ十二第一項ノ規定ニ依リ其權利ヲ讓渡スコトヲ得

第三百九十八條ノ十五 根抵当權ノ順位ノ讓渡又ハ拋棄ヲ受ケタル根抵当權者ガ其根抵当權ノ讓渡又ハ一部讓渡ヲ為シタルトキハ讓受人ハ其順位ノ讓渡又ハ拋棄ノ利益ヲ受ク

第三百九十八條ノ十六 第三百九十二條及ビ第三百九十三條ノ規定ハ根抵当權ニ付テハ其設定ト同時ニ同一ノ債權ノ担保トシテ數個ノ不動産ノ上に根抵当權ガ設定セラレタル旨ヲ登記シタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

第三百九十八條ノ十七 前条ノ登記アル根抵当權ノ担保スベキ債權ノ範圍、債務者若クハ極度額ノ變更又ハ其讓渡若クハ一部讓渡ハ總テノ不動産ニ付キ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ

前条ノ登記アル根抵当權ノ担保スベキ元本ハ一ノ不動産ニ付テノミ確定スベキ事由ガ生ジタル

場合ニ於テモ亦確定ス

第三百九十八条ノ十八 数個ノ不動産ノ上ニ根抵当権ヲ有スル者ハ第三百九十八条ノ十六ノ場合ヲ除ク外各不動産ノ代価ニ付キ各極度額ニ至ルマデ優先権ヲ行フコトヲ得

第三百九十八条ノ十九 根抵当権設定者ハ根抵当権設定ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ此限ニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ経過シタルニ因リテ確定ス

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 担保スベキ債権ノ範圍ノ變更、取引ノ終了其他ノ事由ニ因リ担保スベキ元本ノ生ゼザルコトヲ為リタルトキ

二 根抵当権者ガ抵当不動産ニ付キ競売又ハ第三百七十二条ニ於テ準用スル第三百四十四条ノ規定ニ依ル差押ヲ申立テタルトキ但競売手続ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

三 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対シ滞納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

四 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続ノ開始又ハ滞納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知リタル時ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ

五 債務者又ハ根抵当権設定者ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

前項第四号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又ハ同項第五号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本ガ確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ取得シタル者アルトキハ此限ニ在ラズ

第三百九十八条ノ二十一 元本ノ確定後ニ於テハ根抵当権設定者ハ其根抵当権ノ極度額ヲ現ニ存

スル債務ノ額ト爾後二年間ニ生ズベキ利息其他ノ定期金及ビ債務ノ不履行ニ因リ損害賠償ノ額トヲ加ヘタル額ニ減ズベキコトヲ請求スルコトヲ得

第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ノ極度額ノ減額ニ付テハ前項ノ請求ハ一ノ不動産ニ付キ之ヲ為スヲ以テ足ル

第三百九十八条ノ二十二 元本ノ確定後ニ於テ現ニ存スル債務ノ額ガ根抵当権ノ極度額ヲ超ユルトキハ他人ノ債務ヲ担保スル為メ其根抵当権ヲ設定シタル者又ハ抵当不動産ニ付キ所有権、地上権、永小作権若クハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ベキ賃借権ヲ取得シタル第三者ハ其極度額ニ相当スル金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シテ其根抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ其払渡又ハ供託ハ弁済ノ効力ヲ有ス

第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ハ一ノ不動産ニ付キ前項ノ請求アリタルトキハ消滅ス

第三百七十九條及ビ第三百八十條ノ規定ハ第一項ノ請求ニ之ヲ準用ス

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行の際現に存する抵当権で根抵当であるもの(以下「旧根抵当権」という。)にも適用する。ただし、改正前の民法の規定により生じた効力を妨げない。

(新法の適用の制限)

第三条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の増額の登記があるものについては、その極度額の變更、新法第三百九十八条ノ四の規定による担保すべき債権の範圍又は債務

者の変更、新法第三百九十八条ノ十二の規定による根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条ノ十三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第三百九十八条ノ十四第一項ただし書の規定による定めは、することができない。

2 前項の規定は、同項に規定する旧根抵当権以外の旧根抵当権で、民法第三百七十五條第一項の規定による処分がなされているものについて準用する。ただし、極度額の變更及び新法第三百九十八条ノ十二第二項の規定による根抵当権の譲渡をすることは、妨げない。

(極度額についての定めの変更)

第四条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないものについては、元本の確定前に限り、その定めを変更して新法の規定に適合するものとすることができる。この場合においては、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

(附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権の分割)

第五条 附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を分割して増額に係る部分を新法の規定による独立の根抵当権とすることができ、この場合においては、旧根抵当権を目的とする権利は、当該増額に係る部分について消滅する。

2 前項の規定による分割をする場合には、増額に係る部分を目的とする権利を有する者その他の利害の關係を有する者の承諾を得なければならぬ。

3 附則第十四条の規定による改正後の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百十七條第二項、第百十八條及び第百十九條の規定は、第二項の規定による分割による権利の變更の登記の申請について準用する。

4 前項の登記は、増額の登記に附記してする。

この場合においては、登記官は、分割により根抵当権の設定を登記する旨を記載し、かつ、分割前の旧根抵当権の登記に分割後の極度額を附記しなければならない。

5 不動産登記法第百四十七條第二項の規定は、前項の場合において、増額の登記に当該増額に係る部分を目的とする第三者の権利に関する登記があるときに準用する。

(元本の確定すべき期日に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際旧根抵当権について現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に関する定め又はその登記は、その定めにより元本が確定することとなる日をもつて新法第三百九十八条ノ六第一項の期日とする定め又はその登記とみなす。ただし、その定めにより元本が確定することとなる日がこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日より後であるときは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過する日をもつて同項の期日とする定め又はその登記とみなす。

(弁済による代位に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当権の担保すべき債務を弁済するについて正当な利益を有していた者が、この法律の施行後元本の確定前にその債務を弁済した場合における代位に関しては、なお従前の例による。

(旧根抵当権の処分に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前は元本の確定前の旧根抵当権についてされた民法第三百七十五條第一項の規定による処分に関しては、なお従前の例による。

(同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離)

第九条 同一の債権の担保として設定された数個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を一の不動産について他の不動産から分離し、これらの不動産

の間に、民法第三百九十二条の規定の適用がないものとすることができる。ただし、後順位の根拠当権者その他の利害の関係を有する者の承諾がないときは、この限りでない。

2 前項の規定による分離による権利の変更の登記は、当該一の不動産の上の旧根拠当権の設定の登記に附記してする。この場合においては、登記官は、当該不動産が他の不動産とともに担保の目的である旨の記載を抹消しなければならぬ。

3 不動産登記法第二百二十八条の規定は、前項の権利の変更の登記をした場合について準用する。

4 第一項の規定による分離は、新法第三百九十八条ノ十六の規定の適用に關しては、根拠当権の設定とみなす。

(元本の確定の時期に關する経過措置)

第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八条ノ二十第一項第二号に規定する申立て、同項第三号に規定する差押え、同項第四号に規定する競売手続の開始若しくは差押え又は同項第五号に規定する破産の宣告があつた旧根拠当権で、担保すべき元本が確定していないものについては、この法律の施行の日これら事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

(旧根拠当権の消滅請求に關する経過措置)

第十一条 極度額についての定めが新法の規定に適合していない旧根拠当権については、その優先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百九十八条ノ二十二の規定を適用する。

(民事訴訟法の一部改正)

第十二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六百五十三條の次に次の一條を加える。

第六百五十三條ノ二 裁判所ハ競売開始ノ決定ヲ為シタルトキハ第六百四十八條第三号及ビ第五号ニ掲ゲタル者ニ其旨ヲ通知ス可シ但通知ヲ受クベキ者ノ所在明カナラザルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ此限ニ在ラズ

(競売法の一部改正)

第十三条 競売法(明治三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「為シタルトキハ」の下に「第四項第三号及ビ第五号ニ記載シタル者ニ其旨ヲ通知シ且」を加え、同条第二項中「之ヲ通知スル」を「對シテ其通知ヲ發スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項ノ通知ハ之ヲ受クベキ者ノ住所若クハ居所ガ知レザルトキ又ハ外國ニ在ルトキハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第四十五條第一項中「及ビ第二項」を「乃至第三項」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第十四条 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一百十七條に次の一項を加える。

民法第三百九十八條ノ二第一項ノ低当権(以下根拠当権ト稱ス)ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ハラズ申請書ニ担保すべき債權ノ範圍及ビ極度額ヲ記載シ若シ同法第三百七十条但書ノ定アルトキ又ハ担保すべき元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百十九條ノ四「前二條」を「前七條」に改め、同条を第一百十九條ノ九とし、第一百十九條ノ三を第一百十九條ノ四とし、同条の次に次の四條を加える。

第一百十九條ノ五 民法第三百九十八條ノ九第一項又ハ第二項ノ合意ノ登記ハ相続ニ因ル根拠當權ノ移轉又ハ債務者ノ變更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ合意ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第一百十九條ノ六 根拠當權ヲ甲根拠當權及ビ乙根拠當權ニ分割シテ乙根拠當權ヲ讓渡シタルニ因ル乙根拠當權ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ乙根拠當權ノ極度額ノ外根拠當權ノ設定ノ登記ノ申請書受附ノ年月

日、受附番号、登記原因及び其日附並ニ其根拠當權ノ担保すべき債權ノ範圍及ビ債務者ヲ記載シ若シ其登記ニ民法第三百七十条但書ノ定又ハ担保すべき元本ノ確定スベキ期日ノ定ノ記載アルトキハ其定ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百三十四條ノ規定ハ前項ノ移轉ノ登記ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ移轉ノ登記ヲ為ス場合ニ於テ其登記ノ順位番号ヲ記載スルニハ讓渡前ノ根拠當權ノ登記ノ番号ヲ用キテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ移轉ノ登記ヲ為シタルトキハ甲根拠當權ノ登記ニ極度額ノ減額ヲ附記スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ同項ノ移轉ノ登記ヲ為シタルニ因リテ其登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百十九條ノ七 前条第一項ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ讓渡前ノ根拠當權ノ登記ニ關スル共同担保目録アルトキハ申請書ニ其共同担保目録ニ掲ゲタル不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第一百十九條ノ八 第一百十九條ノ二ノ規定ハ民法第三百九十八條ノ十四第一項但書ノ定ノ登記ニ之ヲ準用ス

前項ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第一百十九條ノ二 抵當權ノ順位ノ變更ノ登記ハ各抵當權ノ登記名義人ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ其抵當權ノ登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十四條ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

を有する事項の登記については、なお従前の例による。

(担保附社債信託法の一部改正)

第十六條 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項中「第七十五條」の下に「第七十五條ノ二」を加える。

第七十三條中「順位」を「抵當權又ハ其ノ順位」に改める。

第七十五條ノ二中「讓渡シ又ハ」を「變更シ又ハ担保權若ハ其ノ順位ヲ讓渡シ若ハ」に改める。

第八十三條第一項中「若ハ委任」を削る。

(鉄道抵當法の一部改正)

第十七條 鉄道抵當法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項に次のただし書を加える。

但シ一定ノ範圍ニ屬スル不特定ノ債權ノ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為設定セラレタル抵當權(以下根拠當權ト稱ス)ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保すべき債權ノ範圍ヲ記載スベシ

第十六條に次の一項を加える。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百七十三條第二項及第三項ノ規定ハ抵當權ノ順位ノ變更ニ付テ之ヲ準用ス

第二十五條の次に次の一條を加える。

第九十八條ノ二 根拠當權ニ付テハ民法第三百九十八條ノ三乃至第三百九十八條ノ二十二ノ規定ヲ準用ス

第三十條第二号中「第五号」の下に「又ハ同項第三号及同項但書」を加える。

(鉄道抵當法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 前条の規定による鉄道抵當法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二条から附則第十一条までの規定の例による。

(銀行等の事務の簡素化に關する法律の一部改正)

第十九条 銀行等の事務の簡素化に関する法律

(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「譲渡又ハ」を「変更又ハ其ノ權利若ハ其ノ順位ノ譲渡若ハ」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の十二第二項中「債権額」の下に「又は極度額を加える。

第二十條の六第二項中「(根抵当であるものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その担保すべき元本の確定前に納付又は納入があつたときは、この限りでない。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 この法律の施行前において第三者が地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者に代わつてその徴収金を納付し、又は納入した場合には、前条の規定による改正後の地方税法第二十條の六第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(自動車抵当法の一部改正)

第二十二條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第十九條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するた

めにも設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項、第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ十まで、第三百九十八條ノ十二第一項、第三百九十八條ノ十三、第三百九十八條ノ十四第一項本文及び第二項並びに第三百九十八條ノ十九から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(自動車抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前条の規定による自動車抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條、附則第三條第一項、附則第四條から附則第七條まで、附則第十條及び附則第十一條の規定の例による。

(航空機抵当法の一部改正)

第二十四條 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

2 民法第三百七十三條第二項及び第三項の規定は、抵当権の順位の変更について準用する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第二十二條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項並びに第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(航空機抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による航空機抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條から附則第十一條までの規定の例による。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十六條 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 民法第三百七十三條第二項及び第三項の規定は、抵当権の順位の変更について準用する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第二十四條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するた

めにも設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項、第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ十まで、第三百九十八條ノ十二第一項、第三百九十八條ノ十三、第三百九十八條ノ十四第一項本文及び第二項並びに第三百九十八條ノ十九から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項並びに第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(建設機械抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による建設機械抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條から附則第十一條までの規定の例による。

(企業担保法の一部改正)

第二十八條 企業担保法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第九條中「第二百九十六條の下に」「第三百七十三條第二項及び第三項を加え」「第三百七十六條及び」を「第三百七十六條並びに」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二十九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「債権額」の下に「又は極度額」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第三十條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「(根抵当であるものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その担保すべき元本の確定前に納付があつたときは、この限りでない。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 この法律の施行前において第三者が国税を納付すべき者に代わつてその国税の納付をした場合には、前条の規定による改正後の国税通則法第四十一條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「抵当権により担保される」を「抵当権につき」「又は債権金額」を「債権金額又は極度金額」に改める。

別表第一第一号(中)「債権金額」の下に「極度金額」を加え、同号(中)「債権金額の下に」又は「極度金額」を加え、同号(中)の次に次のように加える。

六の二 根抵当権の一部譲渡による

移転の登記

一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額

一件につき五百円

六の三 抵当権の順位の変更の登記

一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額

一件につき五百円

六の二 根抵当権の一部譲渡による

移転の登記

一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額

一件につき五百円

六の三 抵当権の順位の変更の登記

一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額

一件につき五百円

根抵当権の一部譲渡による

移転の登記

一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額

一件につき五百円



中「流山市」を「流山市 我孫子市」に改め、「我孫子町」を削り、同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「土気町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄区域の欄中「北相馬郡」を「取手市 北相馬郡」に、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「神栖村」を「神栖町」に改め、同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「大田原市」を「大田原市 黒磯市」に改め、「黒磯町」を削り、同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「安倍郡」を削り、同表沼津簡易裁判所の管轄区域の欄中「御殿場市」を「御殿場市 裾野市」に、同表下田簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂郡」を「下田市 賀茂郡」に、同表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「田富村」を「田富町」に、同表木曾福島簡易裁判所の管轄区域の欄中「西筑摩郡」を「木曾郡」に、同表新発田簡易裁判所の管轄区域の欄中「新発田市」を「新発田市 豊栄市」に、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙高高原町」を「妙高高原町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「門真市」を「門真市 四條畷市」に、同表佐野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉佐野市」を「泉佐野市 泉南市」に、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「草津市」を「草津市 守山市」に、同表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「稻枝町 愛東村」を「愛東町」に、同表八日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛東村大字外」を「愛東町大字外」に、同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を「東郷町」に、同表瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「東春日井郡」を「尾張旭市」に改め、同表愛知横須賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「常滑市」を「常滑市 東海市 大府市 知多市」に改め、「知多郡滑市」を削り、同表安賀町 知多町 大府町 上野町」を削り、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧海郡」を「知立市 高浜市」に、同表津簡易裁判所の管轄区域の欄中「津市」を「津市 久居市」に、同表御嵩簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂祝村」を「坂祝町」に、同表金沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「金沢市」を

「金沢市 松任市」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊浜町」を「豊浜町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「光市」を「光市 新南陽市」に改め、「都濃郡の内」を削り、「大和村」を「大和町」に改め、同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「都濃郡の内」を「都濃郡」に改め、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「西大寺市」及び「高松町」並びに同表米子簡易裁判所の管轄区域の欄中「伯仙町」を削り、同表西郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「周吉郡 磐地郡 知夫郡 海士郡」を「長与村」を「長与町」に、「琴海村 西彼村」を「琴海町 西彼町」に、同表大瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「西海村」を「西海町」に、同表島原簡易裁判所の管轄区域の欄中「布津村」を「布津町」に、「北有馬村」を「北有馬町」に、「瑞穂村」を「瑞穂町」に、同表長崎小浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「南串山村」を「南串山町」に、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「菊陽村」を「菊陽町」に、同表玉名簡易裁判所の管轄区域の欄中「横島村」を「横島町」に、「三加和村」を「三加和町」に、同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「七城村」を「七城町」に、同表宮地簡易裁判所の管轄区域の欄中「南小国村」を「南小国町」に、同表御船簡易裁判所の管轄区域の欄中「嘉島村」を「嘉島町」に、同表小林簡易裁判所の管轄区域の欄中「小林市」を「小林市 えびの市」に、同表延岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「北方村」を「北方町」に、同表日向簡易裁判所の管轄区域の欄中「東郷村」を「東郷町」に改め、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「信夫郡」を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「三川村」を「三川町」に、同表男鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「琴浜村」を「若美町」に、同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「協和村」を「協和町」に、同表角館簡易裁判所の管轄区域の欄中「太田村」を「太田町」に、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「下

田村」を「下田町」に改め、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「千歳市」を「千歳市 恵庭市」に改め、「千歳郡」を削り、同表室蘭簡易裁判所の管轄区域の欄中「幌別郡」を「登別市」に、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「庵治村」を「庵治町」に、同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「仲南村」を「仲南町」に、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「春野村」を「春野町」に、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「土佐村」を「土佐町」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、商法改正に関する請願（第一〇八四号）

第一〇八四号 昭和四十六年二月十九日受理  
商法改正に関する請願（一通）

請願者 東京都八王子市台町四七 杉本一  
邸外一名

紹介議員 鬼丸 勝之君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は二月二十四日）

一、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

執行官法の規定による恩給の年額の改定に関する法律

する法律

本則を第一号とし、同条に見出しとして「（旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定）」を附し、同条の次に次の一条を加える。

（執行官法附則第十三条の恩給の年額の改定）

第二条 執行官法附則第十三条の恩給については、恩給に関する法令の改正により、昭和四十五年十月一日において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十九号）附則第二条第一項第一号に掲げる年額で、その計算の基礎となつてゐる俸給年額が六十八万七千二百円（退職時において執行官国庫補助基準額令（昭和四十一年政令第三百九十四号）附則第三条第一項の規定が適用されてゐた者にあつては、二十七万四千円）であるものの恩給を受けていた者（政令で定める者を除く。）について、その恩給の年額の改定が行なわれたときは、改定後のその年額を算出した方法と同じ方法で算出して得た年額に改定する。この場合には、前条第一項ただし書及び第三項の規定を準用する。

2 前項の規定によるほか、同項の恩給の年額の改定及び支給については、同項に規定する恩給に関する法令の改正の例による。

附則

この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。

昭和四十六年三月二十九日印刷

昭和四十六年三月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局